

1. 議 事 日 程 (2日目)

(令和7年那智勝浦町議会第4回定例会)

令和7年12月12日

9時32分 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

11番 勝 山 則 子……………61

1. 女性だけでなく、男性にもHPVワクチン接種が必要ではないか
2. 安心して子育てできる体制が整っているのか

3番 城 本 和 男……………76

1. 町長の公約である安心安全のまちづくりはできているか  
(県が指定する津波避難困難地域は解消されているが、町民の不安は)
2. 土砂災害警戒地域に公共施設は建設できるのか  
(隣町が計画していた水道施設の移転について、本町の見解は)
3. 今一度、住民の身近な暮らしを支援する施策を検討してもらいたい  
(ごみ収集のカラス対策、町営バス、耕作放棄地の管理、獣害や熊の対策など)

10番 津 本 芳 光……………93

1. 物価高騰から町民生活をどう守るか
2. 子育て支援について
3. 色川地区への移住対策の具体化について
4. 「道の駅なち」の「丹敷の湯」について

7番 曾 根 和 仁…………… 111

1. 勝浦地方卸売市場周辺の整備
2. 地域の農業を支える法人組織の設立
3. 続・「懸泉堂」の保全と利活用
4. 那智山振ヶ瀬川の復旧事業を

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 引 地 稔 治	2番 吾 妻 正 崇
3番 城 本 和 男	4番 加 藤 康 高
5番 藤 社 和 美	7番 曾 根 和 仁
8番 東 信 介	9番 松 本 和 彦
10番 津 本 芳 光	11番 勝 山 則 子

3. 欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。

6番 西 太 吉 欠席

8番 東 信 介 遅参 10時23分～

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（18名）

町 長	堀 順一郎	副 町 長	瀧 本 雄 之
教 育 長	岡 田 秀 洋	総 務 課 長	田 中 逸 雄
総務課企画員	鳥 羽 真 司	総務課防災対策室長	岡 崎 由 起
税 務 課 長	増 田 晋	住 民 課 長	太 田 貴 郎
福 祉 課 長	仲 紀 彦	こども未来課長	寺 本 智 子
観光企画課長	村 井 弘 和	農林水産課長	島 由 彦
建 設 課 長	井 道 則 也	会 計 管 理 者	竹 原 大 二
消 防 長	樫 尾 光 俊	教 育 次 長	中 村 崇
水 道 課 長	楠 本 定	病 院 事 務 長	寺 本 齊 弘

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

事 務 局 長	寺 本 尚 史
事 務 局 主 査	御 前 志 郎
事 務 局 副 主 査	榎 本 達 也

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番加藤康高議長席に着く〕

○議長（加藤康高君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申出がありました。本件については、議長はこれを許可いたしましたので報告します。

報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事及び傍聴の妨げにならないよう、御配慮をお願いいたします。

傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しましては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を守り、携帯電話の電源はお切りいただき、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

本定例会につきましては、換気のため、議場の窓及び扉を一部開放して議事を行います。皆様の御理解と御協力をよろしくをお願いいたします。

マスクの着用は自由となっております。

なお、今定例会においても議会映像の配信を行うため、一般質問の様子を撮影しております。皆様の御協力のほど、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時32分 開議

○議長（加藤康高君） ただいまから再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（加藤康高君） 日程第1、一般質問を行います。

お手元に配付しております一般質問一覧表のとおり、通告順に従って、11番勝山議員の一般質問を許可します。

11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） おはようございます。それでは、通告に従い一般質問させていただきます。

HPVワクチンの予防接種についての質問をさせていただきます。HPVワクチンというのは子宮頸がんワクチンのことです。本町の接種状況と、男性に対する助成制度の実施についてお伺いします。

現在、子宮頸がんワクチンの予防接種は、国の方針に基づき、女性を対象として公費負担により実施されております。女性の子宮頸がん予防において重要な役割を果たしていることは広く認識されており、この取組により子宮頸がんの発生率が減少し、がん予防に進展を遂げたことは大変意義深いものと考えております。

一方で、近年の研究により、子宮頸がんを引き起こすウイルス、ヒトパピローマウイルス、

HPVといいますが、そのHPV感染が女性に限らず男性にも関与していることが明らかになっています。男性においても、HPV感染により、肛門がん、咽頭がんなどの原因になることが確認されており、これらのがんはワクチンで予防可能であることが分かっています。今、HPVワクチンを男性にも広く知ってもらえるように、CMのほうも流れております。現在、男性へのワクチン接種は公費負担の対象外となっておりますが、男性に対する接種も公衆衛生上必要な措置であると考えます。

そこで質問です。まず、本町の子宮頸がんワクチンの接種状況について、接種対象者や実績、接種率についてお伺いします。

○議長（加藤康高君） 福祉課長仲さん。

○福祉課長（仲 紀彦君） 子宮頸がんワクチンの接種状況についての御質問でございます。

この接種に関しまして、接種対象者を小学6年生から高校1年生相当の女性及び、キャッチアップ接種としまして、接種機会を逃した女性を対象に公費負担による定期接種を実施しております。接種率でございますけれども、令和5年度は64名の方に接種してございまして、接種率は11.5%で、令和6年度増えてございまして、147名ということで、接種率24.2%となっております。

以上です。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） 接種率で、令和5年度が11.5%、令和6年度が24.2%と低いように感じますが、この状況をどのように受け止めておられますか。お伺いします。

○議長（加藤康高君） 福祉課長仲さん。

○福祉課長（仲 紀彦君） この低い状況をどのように受け止めているかということでございますけれども、子宮頸がんワクチンの接種者数につきましては、徐々に増加傾向にございます。ただ、他の予防接種と比べまして、全国的に低い接種率となっております。がん予防の観点から重要な課題と考えております。

以上です。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） 子宮頸がんは全国で毎年1万人以上が罹患し、約3,000人が亡くなる深刻な病気です。その主な原因はHPVの感染によるものとされています。全国的に若い女性の罹患も増えており、社会的損失も大きいと考えます。より多くの方に接種いただけるよう取組を進めていただきたいと思います。どのような対策を進めているのか、お伺いします。

○議長（加藤康高君） 福祉課長仲さん。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えします。

子宮頸がんは、先ほど議員おっしゃいましたヒトパピローマウイルス、HPVとの因果関係が明確とされています。本町におきましても、国の予防接種法に基づきまして、公費による定期接種を推進、もちろんしておりますし、そしてまたキャッチアップ接種も実施しております。機会を逃した世代への支援を進めているところです。

そしてまた、予防接種にプラスして、予防接種だけでなくがん検診が重要になってきますので、もちろん未接種の方への勧奨と、そういった方への情報発信を推進すること、そして接種率並びに検診受診率の向上というのを併せて努めているところでございます。

以上です。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） 予防接種だけではなく、がん検診を併せて行っていくことが大変重要ですので、よろしく願いいたします。

一方で、HPV感染症は男女問わず感染することが知られています。感染しても、多くの場合、自然に排除されますが、持続的に感染が続いた場合、感染した細胞が変化し、がんの発症につながる場合があります。女性では子宮頸がん、男性では肛門がんや咽頭がんなどの原因となります。こうした疾患の中でも、特に子宮頸がんは多くの方が命を落とす深刻な病気であり、若い世代の女性、特に20代から40代にかけて増加する傾向にあることから、子宮頸がんはマザーキラーと呼ばれています。改めてHPV感染症の特徴と課題について伺います。

○議長（加藤康高君） 福祉課長仲さん。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えします。

改めて感染症の特徴と課題ということでございます。HPVウイルスですけれども、200種類以上の型が存在すると言われてまして、ほとんど問題を起こしませんが、その一部は男女問わずに発がん性を持つとされておりまして、感染の多くは一過性ですが、長期感染によりがん化する可能性があるということです。感染予防は容易でないことから、ワクチン接種やがん検診が重要となるんですけれども、課題としましては、やはり平成25年当時の印象が根強くて、副反応や健康被害に対して不安を感じる方がおられるため、今後は正しい情報発信による予防への認識の向上が課題というふうに捉えております。

以上です。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） HPVワクチンは、日本では子宮頸がんワクチンという名称が使われるために、女性のみを対象としたものだと思われることが多いんですが、男性がワクチンを接種することで、HPV感染が原因と考えられている肛門がんなど関連がんの抑制効果も明らかになっています。男女にかかわらず接種可能で、かつ有効なワクチンと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（加藤康高君） 福祉課長仲さん。

○福祉課長（仲 紀彦君） HPVワクチンの男性に対する有効性ということなんですけれども、感染症予防の観点から、女性特有の問題と捉えることじゃなしに、男性にも同様に考えていく必要があるかと考えております。

以上です。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） HPVワクチンは、男性が接種することで、感染した男性から女性への

感染が防ぐことができます。ほかの市町村においては、自治体独自で男性へのHPVワクチン接種の助成を開始している市町村もあるようです。こうした動きは、男性自身の健康を守るとともに、パートナーの感染予防、さらには社会全体の感染抑制につながるものです。自治体独自の助成制度について御存じかどうか、御承知であれば、その制度内容についてもお伺いします。

○議長（加藤康高君） 福祉課長仲さん。

○福祉課長（仲 紀彦君） 自治体独自で助成制度をしている市町村があるのかどうかということでございます。ちょっと確認させてもろたんですけども、和歌山県内ではまだ実施している市町村はないようですけども、県外になりますと、やっぱり助成しているところがございます。関東のほうでよく実施されているのをちょっと確認しております。

その内容についてなんですけども、当然、女性と同様に、小学校6年生から高校生1年生相当の男性を対象としまして、HPVの感染予防とかがん予防を目的にして、任意のワクチン接種、ですから、3回分必要になるんですけども、費用の全額相当を助成するというふうにしていくところがございます。

以上です。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） 全国的には市町村独自の助成制度が始まっています。男女のワクチン接種により、男女のHPV感染を防ぐことで、将来的な子宮頸がんの発症リスクが軽減される効果が証明されています。諸外国では、アメリカ、オーストラリアや北欧諸国等で男女ともに公費での定期接種が行われています。これらの国々では、HPV感染症によるがんの減少が実際に報告されていると聞いています。

一方、日本では、平成25年にHPVワクチンの積極的推奨が副反応報道を契機に一時中止され、結果として、多くの女性が接種機会を逃しました。令和4年によりやく積極的推奨が再開されて、キャッチアップ接種制度も導入されましたが、約9年間の空白は大きく、接種率の回復には時間を要しています。

さらに重要なのは、HPV感染が女性だけの問題ではないという点です。HPVは男女ともに感染し、男性自身も肛門がんや咽頭がんなど、命に関わる病気の原因となることが分かっています。

日本でもようやく男性への接種の道が開かれつつあります。令和2年12月に4価ワクチンが9歳以上の男性にも承認され、さらに、令和5年8月からは、より幅広い方に対応する9価ワクチンが男性にも適用となりました。しかし、現状では、男性接種はあくまで任意接種であり、公費助成は限られています。費用は1回当たり約3万円、3回の接種が必要となりますので、およそ9万円と高額になり、接種をためらう方も少なくありません。

ぜひ本町におきましても、男性への接種費用の助成を検討していただけないでしょうか。女性だけではなく、男性に対しても公費負担による予防接種を進めていく必要があると考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（加藤康高君） 福祉課長仲さん。

○福祉課長（仲 紀彦君） 男性へのワクチン接種についてですが、現在、国の審議会のほうで定期接種に向けて検討されております。国のほうでは、予防に対する対象疾病、その安全性について、審議会のほうで最新のエビデンスに基づき議論されているということですので、本町といたしましては、現時点では国の動向を注視していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） アレルギーなどの理由でワクチンを接種できない方もおられますけども、男女ともにHPVワクチンを接種することは、パートナーの体を守ることになります。ワクチンの効果によりHPVに感染しなければ、パートナーにうつしてしまう心配がありません。男女ともにワクチンを接種することで集団免疫が形成され、結果として、子宮頸がんをはじめとする関連がんの発生を大幅に減らすことが可能になります。

さらに、ショックな報告がありました。それは、男性のHPV感染ががんの原因となるだけではなくて、男性不妊の原因となる可能性が報告されています。男性も感染リスクがあるため、パートナーとともにHPV感染対策が大変に重要と考えます。国で男性への公費接種の検討に入ったとのことですが、ワクチンは感染する前の接種が有効であることから、早い世代からの取組が必要です。男性へのワクチン接種に対する助成制度についてぜひ検討をお願いします。

○議長（加藤康高君） 福祉課長仲さん。

○福祉課長（仲 紀彦君） ぜひ検討をということでございます。男女のワクチン接種によって男女のヒトパピローマウイルスの感染を防ぐということで、集団免疫の獲得につながることは重要であると考えています。HPV関連がんは男女問わずに発生するため、ワクチン接種による感染予防と検診による早期発見が重要となってきます。

まず、現状の子宮頸がんワクチンの接種率向上に本町としましては努めていきたいというふうに考えております。男性へのワクチン接種に対する助成制度につきましては、先ほどもお話しさせていただいたんですけども、現在、国が安全性や効果を協議しておりますので、国や他市町村の動向を注視していきたいと考えております。それに加えて、町民の要望等が多いようであれば、助成制度の検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） 今後、状況に合わせて、ぜひ柔軟な取組を進めていただきたいと思います。この件につきましては、これで質問を終わらせていただきます。

次に、児童虐待についてですが、児童虐待防止に向けた取組についてお伺いします。

痛ましい児童虐待事件が相次ぐ中、厚生労働省が公表しました全国の児童相談所が2023年に対応した児童虐待相談は22万5,509件で、過去最多を更新し、年々増加している状況ということです。国でも増加する児童虐待への対策強化や予防、早期発見の取組を行っていますが、本町においても、児童虐待をなくすための対策強化や予防に取り組んでいく必要があると思いま

す。本町の児童虐待の件数についてお伺いします。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） 本町の児童虐待の件数でございますが、市町村ごとの虐待相談件数は公表されておきませんので、紀南児童相談所における件数となりますが、直近3年間の虐待相談件数は、令和4年度327件、令和5年度383件、令和6年度366件となっております。また、和歌山県全体の状況で見ますと、県内の2つの児童相談所及び各市町村に寄せられた児童虐待相談の件数は平成27年度以降増加しており、令和5年度2,192件が過去最多であり、令和6年度は2,030件で、前年度から減少しておりますが、過去3番目の多さという状況でございます。

以上です。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） 虐待の内容というのは、どのような対応をされておりますか。伺います。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） 虐待のまず内容についてお答えします。昨年度の和歌山県の対応件数2,030件のうち、心理的虐待が1,135件と最も多く、続いて身体的虐待が449件、ネグレクトで426件、性的虐待が20件となっております。また、主たる虐待者では、実母が最も多く、52.9%を占め、続いて実の父が40.1%となっております。虐待を受けている児童を年齢別で見ますと、どの虐待も小学生が一番多く34.8%で、小学生までの幼児・児童が全体の75%を占めております。

また、虐待の対応としまして、こども未来課に通告があった場合ですが、情報を取りまとめ、安全確認が必要と判断される事例については、48時間以内に訪問などを行い、第一に子供の安全確認と調査を行っております。その情報を基に、子供の生命に関わる緊急度の高いケースにつきましては、紀南児童相談所新宮分室や警察へ相談・通告をいたします。緊急の対応が必要としない場合は、関係機関との会議を行い、定期的に支援方法の検討や見直し、各関係機関との連携を図りながら、子供の安全確保に努めております。

以上です。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） 虐待の内容や対応については理解しました。その中で、通告のあった場合は48時間以内に訪問し、安全確認や調査という対応により防止できる、予防できると思っておりますが、今年7月に和歌山市で在住する2歳の女の子が両親から必要な養育や治療を受けられず死亡するという痛ましい事件がありました。2歳までに4か月、10か月、1歳6か月と3回の乳幼児健診があったんですが、その女の子は4か月を受診して以降は未受診でした。当町の未就学児の健診の実施状況を教えていただけますか。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） 当町が福祉健康センターで実施しております乳幼児健診は、4か月児健診、10か月児健診、1歳8か月児健診、3歳6か月児健診を実施してございます。

以上です。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） では、実施している健診の受診率は、どれくらいの子供が受診されておられますか。教えてください。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） お答えします。

令和6年度の実績では、4か月児健診が52人の受診で受診率は98.1%、10か月児健診が42人の受診で受診率は93.3%、1歳8か月児健診は36人受診で受診率は97.3%、3歳6か月児健診が54人受診で受診率は100%でございます。

以上です。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） どの年齢も100%に近いようですが、未受診の乳幼児へのアプローチはどのようにされておられますか。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） 未受診の保護者へのアプローチといたしましては、電話や文書による受診勧奨を行うとともに、虐待予防の観点から保健師による直接訪問を行い、全ての未受診者の実態把握に努めております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） 乳幼児健診などにおける虐待を未然に防ぐ体制についてお伺いできますか。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） 本町では、妊娠から子育てまでの母子保健及び育児などに関する様々な悩みの相談対応などへの支援を行うため、子育て世代包括支援センターを設置しております。母子健康手帳の交付時に妊婦を対象に聞き取り調査を行い、出産後1か月から2か月をめどに全家庭への赤ちゃん訪問を行っております。また、それぞれの乳幼児健診時においても、育児などの相談対応を行い、それぞれの家庭の状況や養育環境を把握し、虐待を未然に防ぐ予防の観点で、関係機関と連携した取組に努めているところでございます。

以上です。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） 子育て世代包括支援センターの活動として、戸別訪問や乳幼児健診時に状況を把握するなど行っていただいているとお聞きしました。その他の防止に当たって、就学児については、保育所や学校、教育委員会などと連携が図られていると思いますが、町全体で子供たちを見守っていくために、その他の関係者の方とも連携が必要だと思っておりますが、その他の関係機関の連携はどのように行っておられますか。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） お答えします。

当町には那智勝浦町子どもの虐待防止ネットワーク地域協議会が設置されており、関係機関として、紀南児童相談所新宮分室や新宮警察署、那智勝浦町青少年センター、民生児童委員協議会、学校、保育所、教育委員会などで組織しております。必要に応じて代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議などを開催し、情報の共有及び支援の対策を協議しております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） これからもつらい思いをする児童がいなくなるように、様々な形で大人が関わっていただきたいというふうに思います。この質問に関してはこれで終わらせていただきます。

続きまして、5歳児健診の実施についてをちょっと聞きたいと思います。落ち着きがない、周囲とうまく関われないなどの発達の特徴を持つ子供たちは、小学校へ入学してから環境に適応できず、不登校になったりすることが少なくありません。小学校入学前に就学時健診がありますが、入学まで期間が短く、十分な時間をもって必要な支援につながることは難しいと思います。

5歳児健診は、子供たちの健やかな成長と発達を見守り、集団の中での生活や小学校入学に向けた準備が順調に進んでいるかを確認する大切な機会であると思います。特に、3歳児健診では気づきにくい、しかし、就学後では遅過ぎる発達上の課題を気づき、対応のきっかけをつくる目的で実施されております。多くの市町村では、3歳児健診以降、就学時健診まで健診がないところもありますが、近隣や和歌山県内で5歳児健診の実施はされておられますか。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） お答えします。

まず、こども家庭庁が調査しました令和4年度の実施状況によりますと、5歳児健診を実施している自治体は全国で246自治体、約14%であります。和歌山県内では、5歳児健診として実施する自治体は7市町となっており、近隣では今年度から古座川町が実施しております。

以上です。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） こども家庭庁は、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的に、1か月児と5歳児の健康診査の実施を推進しております。5歳児健診の内容としては、心身の異常の早期発見、精神発達の状況、言語発達の遅れ等、育児上問題となる事項になっています。そして、発達障害等と判定された幼児については、就学前までに適切に療育につなげることができるようにしております。町としては、5歳児健診の導入に向けてどう考えておられますか。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） まず、当町では、5歳前後になると、おしゃべりが得意になったり、友達とルール遊びをしたり、集団での生活ができるようになってきます。小学校に安

心して楽しく通学するために、そういった力が育っているのかを確認し、今後の対応や子供への関わり方を専門職と一緒に考えるための年中児健診を実施し、保健師等による問診、自由遊び、制作や集団活動などを通して小学生生活に必要な力が育っているかを確認しております。保護者の方と子供の集団生活の中での姿や成長、発達について共有し、保健師などの専門家からアドバイスをを行い、育児に関する悩み、就学に向けてなど、子育てに関する幅広い相談事に対応しております。

また、1歳8か月児や3歳6か月児健診、2歳6か月児の歯科健診においても、子供の発達を確認し、スクリーニングにより、早期に支援が必要な子供と保護者に対し、臨床心理士による発達相談等の発達支援事業につなげております。

5歳児健診は健診体制などに課題があるため、導入については難しいと考えております。

以上です。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） それでは、5歳児健診実施する上でどのような課題が上げられますか。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） 5歳児健診は、集団における行動や指示の入りにくさを見落とさないよう、また、発達障害の疑いの判断や、子供の特性に合った生活指導、その後の支援がより必要となりますので、実施に当たり、健診を担う医師等の専門職の人員の確保が重要であります。また、5歳児健診で行う身体の発育状況や社会性の発達状況を踏まえ、支援が必要であると判断された子供の保護者への療育、教育、医療などとの連携を含めた健診後のフォローアップ体制の構築が課題であると認識しております。

以上です。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） 国では2028年までに全国の実施率を100%にすることを目指しています。課題はあるかと思いますが、ぜひ前向きに御検討のほうお願いいたします。この質問はこれで終わらせていただきます。

続きまして、子育て支援の充実についてということで質問させていただきます。厚生労働省の人口動態調査などによると、令和7年の我が国の出生数は昨年に続いて過去最少を記録し、70万人を割り込むことになると見られています。女性が生涯に産む子供の数を推計する合計特殊出生率も1.15を割り込む見込みとなっています。結婚・出産する年代の人々が産みたい子供の数、希望出生率を国は1.8と推計しています。国民が子供を産み育てることの幸せを実感できる国でありたいと切に思うのですが、現状を見る限り、希望と現実の差は広がり続けております。

こうした状況を克服し、子供たちが安心して健やかに育つこどもまんなか社会を目指して、こども家庭庁が発足し、こども基本法が制定されました。国を挙げてこの取組を着実に進め、さらに加速することが極めて大きな課題となっております。

一昨年4月、こども基本法制定に合わせて改正された児童福祉法の改正内容の多くが施行さ

れました。各市町村では、従来の児童福祉法に基づく子ども家庭総合支援拠点と、母子保健法に基づく子育て世代支援センターのそれぞれの機能や意義を生かしつつ、母子保健と児童福祉の縦割りの壁を乗り越え、新たに全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行う機能を有する機関であるこども家庭センターの設置することが努力義務となりました。

改定児童福祉法により、母子保健法に基づく妊産婦や乳幼児の保護者の相談を受ける子育て世代包括支援センターと、児童福祉法に基づく虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対応する子ども家庭総合支援拠点を一本化し、子育て世代を包括的に支援するこども家庭センターの設置に努めることになっておりますが、当町の取組についてお伺いします。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） こども家庭センターの設置につきましては、令和4年6月に成立した改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合し、令和6年4月からこども家庭センターを設置することが努力義務とされております。

当町は令和5年4月から、こども未来課内に子育て世代包括支援センターと、こども・子育て支援係に子ども家庭総合支援拠点を設置し、連携しながら取組を進めておりますが、新たに妊娠届から妊婦支援、子育てや子供に関する相談を受けて、支援を要する子供、妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら多様な家庭環境などに関する相談支援体制の充実強化を図るための地域資源の開拓を担い、さらなる支援の充実強化を図るため、令和8年の4月にこども家庭センターを設置する予定としてございます。

以上です。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） 子育て支援のうち、特に出産前後のサポートは、母子保健事業による対応が重視されてきました。保健師など医療系の専門職による保健指導が主なものでした。しかし、産後ケアなどの母子保健法の事業では、保健指導としてのケアはできても、対象者に直接的な支援を提供する取組はできません。そこで、この母子保健と、直接的なサービス提供を行う児童福祉の取組と連携させて強化することが求められたのです。

このこども家庭センターでは、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子供に関するあらゆるチャンネルからつながった相談を受けて、関係機関や各種の地域資源と連携して総合的な支援を行うためのサポートプランの作成等のケースマネジメントを担うとされています。

改正児童福祉法では、2つのことが市区町村で行われなければならない業務として位置づけられました。一つは、児童及び妊産婦の福祉に関する把握、状況提供、相談等、支援を要する子供、妊産婦等へのサポートプランの作成と支援の実施、これをこども家庭センターが中心となって担う役割です。もう一つが、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき必要な支援を行うこと、家庭に直接入って直接的な支援を行うという役割です。これまで法的には明確に示されていなかった重要なことが自治体の役割として明記されたのです。これに対応して、新たに子育て世帯訪問支援事業の実施が市区町村の努力義務となりました。

妊産婦、子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境を整えるため、本町で実施してい

る産前産後における支援について教えてください。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） お答えします。

妊産婦さんが抱える妊娠・出産や子育てに関する悩みへの相談支援としましては、伴走型相談支援事業により、妊娠期から出産、産後の不安や悩みをアンケートや面談を通して必要なサービスや支援に結びつけるサポートをしております。また、産後、安心して子育てができるよう、産後ケア事業により、産後間もない母親と乳児の心身のケアや育児のサポートなどに対し、訪問型や通所型、宿泊型で選択して利用できる支援体制を整えております。そのほか、乳児全戸訪問事業、いわゆる赤ちゃん訪問でも保健師による訪問を実施し、乳児や母親の心身の状況や育児環境を把握することで、育児の孤立や乳児の発育を見守っています。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） 法施行を受けて、子育て世帯訪問支援事業ガイドラインについてという通知がこども家庭庁成育局長から各都道府県宛てに発出されております。出産年齢が上がり、出産に伴う心身の負担が大きくなっています。高齢で初産の母親が増える中、不妊治療の普及に伴い、多胎児が増えているとも言われています。また、少子化の時代に生まれ、少人数の世帯で暮らす家族が増え、孤立した子育てが増えていきます。女性の就学率の向上とともに、共働きの世帯が増え、家庭での家事・育児の負担も相対的に増えています。男性の家事・育児への参加もまだまだ不十分な状況にあります。様々な課題を抱え、疲弊した子育て家庭を支えていく上で、家事・育児の直接的な支援が極めて重要な意味を持つようになってきていると思います。直接支援とは、御飯を作ったり、掃除したり、お母さんの家事・育児を手伝うものです。

この通知によると、この事業の目的は、家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことにあります。

先行する自治体が同様の趣旨の事業を既に取り入れて、過渡的な段階ではありますが、大きな成果を上げていると聞いております。この事業の先駆けとなったのが、産後ドゥーラという職種の方々の活動です。東京都中野区の宗祥子さんという助産師さんは、2,000件以上の出産を行い、母子の状況をつぶさに見てきました。その経験から、産後の母親には、家事・育児の負担を受け止め、心の悩みに寄り添って力づける支援者が何よりも必要だと考えて、産後ドゥーラという職種を創設して、その養成を始めたのです。

その方の言葉によると、出産直後の母親の体は交通事故で全治2か月というダメージに匹敵するほど弱っているといえます。また、出産の前後でホルモンバランスが大きく崩れ、産後鬱のリスクは全ての出産直後の母親が抱えているものです。こんな私でも理由もなく涙があふれることが度々、今はないですけど、昔ありました。そのときに情緒不安定になったことがあります。幸いに、里帰り出産をしましたので、全面的に母親にバックアップしていただいたので、

大事には至りませんでしたけども、ゼロ歳児を虐待したり、心中を図ったりすることが多いというのは、実の母親が一番多いそうです。それほど家事と育児で疲弊する人が多いそうです。出産に大きなダメージを抱えて家に帰り、押し寄せる怒涛の家事・育児に押し潰されそうになりながら、孤立し、誰かの助けを求めるといった母親は少なくないのです。

人間形成の基礎は、母親や身近な養育者との間の心の通い合いやコミュニケーションから生まれる愛着形成から始まります。出産直後の時期から母子の愛着形成につまずくことは、虐待の芽につながり、子供の成長にも影を落とすことにつながります。

産後鬱の治療に当たっている専門医は、産後鬱の母親は、家事が止まると自分への駄目出しを繰り返し、どんどん悲観的になっていく。育児や家事を回すための直接支援によって、信頼できる支援者に子供を任せられることができる時間をつくる必要がある。それらが母親にとって最良の心理ケアにもつながると語っておられます。安心して家事や育児を任せて休養したり、育児についての助言などを受けたりすることで、そうした母親を支えることが最も効果的であると考えます。

国では、これまで産後ドゥーラの実践に関する議論などから必要性が明確になってきた家事支援と育児支援、お母さんへの相談支援を一本化で提供する子育て世帯訪問支援事業などの実施が市町村の努力義務となっております。本町の取組状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） 本町の取組状況でございます。子育て世帯訪問支援事業とは、家事や子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育てなどの支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐことを目的としております。現在、当町では実施できていない状況でございますが、利用者等のニーズの把握や他自治体の状況を参考にしながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） 今回の子育て世帯訪問支援事業ガイドラインでは、支援の内容として、1、家事支援、2、育児・養育支援、3、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言、ただし、この相談には保健師等の専門的な内容は除きます。4番、地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供、5、支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市町村への報告が列挙されています。そして、1もしくは2または1、2を同時に行うことを基本に、家庭の状況に合わせ、これらの内容を包括的に実施するとされています。

家事・育児の直接支援と同時に行う不安や悩みの傾聴・相談や母子保健・子育て支援施策への誘導、個人や地域が抱える課題の把握とその市町村への伝達など、これまでほとんど行われていなかった新たな子育て支援であることが分かります。訪問型産後ケアをさらに充実させていただきたいという観点から質問させていただきます。

産後の母親は孤独を感じながら、睡眠不足や疲れ、自分の体や育児への不安、思うように家

事のできない生活など、一人ではどうすることもできない状況になることもあります。そして、それは産後鬱や虐待などにつながる可能性もあります。こうした中、家事や育児相談を通じて母親を支え、寄り添う存在として注目されているのが産後ドゥーラです。ドゥーラとは、ギリシャ語ではほかの女性に寄り添い支援する経験豊かな女性を指します。産後ドゥーラは、産後間もない母親をケアすることで、虐待や産後鬱の芽を摘み、子育てを軌道に乗せていく伴走者でもあります。

近年では、親に産後の手助けを求めても、祖父母などの介護や仕事が忙しく、支援しづらいケースも増えています。出産直後の母親は心身ともにケアが必要で、特有のニーズに応えるために、産後ドゥーラの仕組みが始まったそうです。産後の母親の家事や育児に寄り添った形で心身ともにサポートを行う産後ドゥーラを活用することは、産後ケアを進める上で有効と考えますが、どうでしょうか。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） 産前産後の支援を行う事業には、医療機関や助産所などでの通所や宿泊、訪問による産後ケア事業のほか、助産師等の専門職などが妊産婦を訪問し、相談支援を行う産前サポート事業もございます。

産前産後に寄り添った支援を行うことは、妊産婦の心理的安定や産婦の身体的回復、育児支援にもつながりますので、これらの事業を充実させるには、産後ドゥーラなど、地域の多様な民間の力を活用することも有効と考えますが、家事や育児支援のニーズがあるか把握する必要があります。

以上です。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） 今後、産後ケア事業や子育て世帯訪問支援事業に、産後ドゥーラの資格があれば、委託契約することは可能でしょうか。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） お答えします。

産後ケア事業の母子の心身のケアや授乳指導、育児支援などを行う養育支援につきましては、心や体に関する専門的な知識・技能が求められます。このため、国のガイドラインでは、助産師や保健師などの資格が必要とされておりますので、基本的には助産師等の資格を有している方が適切かと考えます。

子育て世帯訪問支援などの家事支援につきましては、助産師等の資格の有無は問いませんが、育児不安のある方や特定妊婦など、特に支援が必要な家庭を対象としております。このため、国のガイドラインでは、支援員の要件として、支援対象者に関する基礎知識や児童虐待などのリスク要因など、市町村が実施する研修を修了することが必要と示されています。母子保健法に基づく産後ケア事業においてどのような位置づけとなるかなど、他市町村の事例等を確認しながら対応していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） 家事支援のニーズがあった場合、産後ドゥーラの資格を持っている方がいれば、産後の相談と家事支援のニーズに応えられると思いますので、そのような仕組みづくりの一つとして、資格取得の一部を助成することは考えられないでしょうか。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） 当町において実際に家事サービスや育児サービスを希望される方がどのくらいおられるのか把握しておりませんので、まずは支援を必要とする家庭のニーズを把握していきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） 産後ドゥーラの資格を取るには、産後ドゥーラの協会が主催する妊産婦の心身の変化を学ぶ講義や、調理、救命救急、乳幼児の保育に関する実習など講座を受け、筆記試験や面接を受ける必要があるということですが、産後ケア事業の推進や産後ドゥーラの町内、周辺市町村での活用のための助成制度の設立は可能でしょうか。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） 産後ドゥーラにつきましては、産後ドゥーラ協会が主催する75時間の研修を経て、妊娠、出産、子育てを支えるための知識を習得した民間資格であり、産前産後の母親に寄り添い、支える存在として、都市圏の自治体では既に活動されております。

産後ケア事業の推進や産後ドゥーラの活用のための助成制度については現在考えてございませんが、今後、産前産後の支援を進めていく中で、他市町村の状況も参考にしながら、その時々々の保護者のニーズに対するよりよい支援について研究してまいりたいと考えております。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） 産後ドゥーラは民間資格ですけども、75時間の専門的な研修を受けて、試験に合格して、認定を受けた方が従事しております。また、令和5年度の東京都の女性活躍推進大賞にも選ばれております。母子保健法改正に至る国の調査研究の段階で、産後ドゥーラによる支援の実態が調査されております。国会審議の中で当時の厚生労働大臣が産後ドゥーラの専門性や活動に触れて、今後の施策の中で活躍に期待の念を表明しています。

ガイドラインでは、訪問支援員については、資格要件は問わないとされています。しかし、本事業による支援を適切に行う能力を有する者として、一定の基準に基づいて市町村が適当と認める研修を修了した者とされています。そして、ガイドラインでは、その研修は市町村が行うことが望ましいとした上で、都道府県や民間団体が開催している外部研修や外部の専門家など外部のリソースを活用することも差し支えないとされています。

このサービスの担い手の養成や確保は市町村に委ねられていますので、母親にトータル寄り添って支えるためには、国のガイドラインに示す1から5までのスキルを一定のレベルで保有することが必要です。養成研修の在り方やその内容の維持向上に向けては、市町村ごとに工夫した取組が求められております。どんなサービスにはどんな担い手がふさわしいのかという、

サービスの種類にふさわしい質の確保が重要だと思います。

公的な事業として公費が投入される以上、質の担保は欠かすことはできません。残念ながら、和歌山県には一人も産後ドゥーラはおりません。東京都の話ですが、産後家事・育児支援事業の中で、そのための人材養成についても、区市町村の取組に100%の補助を出しています。既にかなりの区が産後ドゥーラの養成に乗り出し、養成講座の受講料の補助を実施して、成果を上げていていると聞いています。他県の自治体でも、訪問家事支援事業に向けて、人材養成のため、認定産後ドゥーラの養成に乗り出している自治体は出てきております。

この子育て世帯訪問支援事業は、児童福祉法改正の中で、子育て支援全体を大きく充実させる一環としてつくり上げられました。子育て支援については、子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援事業計画が策定され、それに基づいて必要なサービス量が算定され、サービス供給を計画的に実施することとなっております。早期にこの事業を立ち上げることが大きな課題であると考えます。

しかし、多くの地方では、これまで前例の多くない新規事業です。人材の養成やサービスの提供体制、町の事業全体の中での連携の取り方など、検討課題は少なくないと思います。子育て世帯訪問支援事業を立ち上げる上で、担い手の養成・確保が何より重要であると思います。ぜひ本町が率先して取り組んでいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） 安心して子供を産み育てやすい環境をどのようにつくるか、大切なのは、妊娠期から妊産婦に寄り添い、サポートしていくことだと思います。和歌山県内でも家事・育児などに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭を対象に実施している自治体もございますが、当町では支援員となる担い手が確保できていないため、実施できていない状況でございます。

多様な家庭環境などに関する支援体制の充実強化を図っていくことが必要でありますので、今後、相談に対応する中で、家事・育児支援のニーズを把握し、他自治体の状況も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） 最後に、本町においても、安心して子育てできる環境で、赤ちゃんにもお母さんにも寄り添い、健やかに生活していけるよう、産後ドゥーラを含む子育て世帯訪問支援事業を率先して取り組んでいただきたいのですが、町長の御意見聞かせていただけますか。

○議長（加藤康高君） 町長堀さん。

○町長（堀 順一郎君） 議員さんからいろいろ御提言をいただきました。本当にありがとうございます。

産後ドゥーラにつきましては、この地方では、既にもうドゥーラというか、親族の方とか、おじいちゃん、おばあちゃんがおって、その担い手があったんだと思うんです。ところが、都会ではやっぱり核家族化が進んでしまって、そういう状況、どうしても必要な状況があるとい

うようなことがあります。ですから、今後、ニーズというか、地域でそういうニーズがあれば、産後ドゥーラの導入、ドゥーラになりたいという方がいらっしゃったら、そういったことも支援をしていきたいと思ってます。

今、こども未来課の課長から、産前産後、乳幼児、児童までのいろんな当町の支援策を申し上げました。以前から子ども・子育て支援、子育てをする家庭への支援とか、様々ソフト面でもしてまいりました。ハード面におきましても、体育文化会館に多世代交流の施設を今整備中でございますので、そういったことで、町全体で本当に子育てしやすい町だなと皆さんからおっしゃっていただけるような、ほんまに住んでよかったなというふうな町、子育て施策を今後とも進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） 今後の本町の一人一人に寄り添う子育て支援への取組に期待して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開10時40分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時29分 休憩

10時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加藤康高君） 再開します。

次に、3番城本議員の一般質問を許可します。

3番城本議員。

○3番（城本和男君） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、町長の公約であります安心・安全なまちづくりについて、津波防災対策なんですけども、前日も7月30日の津波警報に関しまして、本町の避難体制について質問をさせていただきました。

県から平成20年に「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」、これが発表されておりました、本町でも避難タワー、避難場所、そして避難路について整備が急がれました。さらに、平成23年に多くの方が亡くなられた東日本大震災の過去最大規模の津波と地震の被害がありまして、これまでの三連動だけでなく、想定される最大級の南海トラフの巨大地震、これの対応も必要とされております。

そんな中で、まずはやはり県の方針ということで、三連動対策なんですけども、本年度、築地の避難タワー、避難施設ですね、これが整備が完成しまして、避難タワーの整備については一応一区切りというお考えかと思いますが、これまでの本町の課題とされてきた津波避難困難地域の解消、これが本当にできたのかどうか、もう一度伺いをいたします。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 本町ではこれまで、平成26年に公表されました和歌山県の「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」に基づきまして、三連動地震に係る津波避難困難地域の解消に向けて、優先的、緊急的に津波避難タワーの整備や津波避難ビルの指定等を進めてきたところでございます。間もなく完成する築地地区の津波避難タワーをもって、県のプログラムに基づく本町の三連動地震に係るハード整備については一区切りとなります。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） ハード整備については、避難タワーの設置条例の議案、先日出されましたけれども、それが制定されまして、一応一区切りということかと思えます。

しかし、いまだに私、地域から津波避難タワーの建設、それから避難場所の整備について強い要望があると思っております。私も実際に要望や不安の声をいろいろと聞かせてもらうんですけども、町民の心の中にやはり不安があるということは、県が想定する津波避難困難地域の解消はもう済んだということなんですけども、県の津波避難困難地域の解消のレベルなんですけども、これも机の上の、机上のものでありまして、前にも言わせてもらったんですけども、第一波の到達が何分で、時速何キロで避難したとしてというふうな、そういう仮定の話なんですよね。理論上は解消されておりますけども、町民の意識の中には、今のままであれば、避難できない、逃げ切れないんじゃないかと思っておられるんじゃないかと思うんです。

これは住んでいる場所でかなり状況等も、相当考えも違うと思うんですけども、本当に安心・安全のまちづくり、これができているのか。心の中の不安を解消する施策、これはやっぱりハードと、それからソフトがあると思うんですけど、まず最初に、ハードの話なんですけど、さらに津波避難タワーを要望しているところ、そういう区もあると思うんですけども、どの地区で要望がありますか。お伺いをいたします。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 津波避難タワーの設置要望でございますけども、現在、浜ノ宮区、天満区、浦神区、朝日区、下里区など、町内の複数の地区から津波避難タワーの整備を求める要望をいただいております。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 要望があるということは、やはり不安に思っているということですね。私、そういう声は聞いてたんですけども、そんなにあるとは思いませんでした。

避難場所も、これ十分なのかなということもあります。避難場所の整備についての要望、今度は避難場所のほうなんですけども、そちらについても、やはり避難途中で石が落ちてくるんじゃないかとか、ほかにもっと適所な避難場所があるんじゃないかというふうな要望があると思うんですけども、どういう地区からどんな要望が出ておりますか。お伺いをいたします。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

下里区におかれましては、現在の緊急避難場所は、地震が発生した場合に落石の危険性が高く、緊急避難場所として使えないのではないかというお話をいただいております。また、高

芝区、八尺鏡野区からは、下里小学校校舎への屋上への外階段の設置、それから、高齢化社会により歩行困難な方が多くなることが予測されるため、車で上がれる避難路の設置などの要望をいただいております。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 各地区において様々なやっぱり要望があるということですね。やはりこれで十分なのかという考えはあると思うんですよね。さらに、各地区において実際、避難ができる、ハード整備というのはどうしても限界もありますので、少しでも応えていただきたいと思うんですけれども、実際に避難できるか、これも大切な、ソフトの面なんですけれども、大切だと思います。

この検証が必要だと思うんですけれども、最近は担当課のほうでも各地区でワークショップをやっていただいておりますけれども、避難路上、どのような問題があるのか。途中、先ほどもありました、石もありますし、ブロックもありますし、避難場所は安全なのか、こういうソフト面を地域の皆さんと避難路ごとに検証作業も必要であると思います。このソフト面での不安の解消、これはやっぱり地域の皆さん、そして自主防も含めまして協力が必要だと思うんですけれど、そういう検証、ソフト面での検証というのをやっていくんでしょうか。それについてお伺いします。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） これまで三連動地震に係る津波避難困難地域の解消を最優先に、津波避難タワーの整備、それから津波避難ビルの指定等を進めてまいりました。各地区の避難場所につきましては、避難路の舗装や手すり、それから照明の整備など、安全に避難いただくための環境整備について、各自主防災組織からの申請に基づいて補助を行ってまいりました。既に整備された避難場所ではあっても、安全性に対する不安がある旨の御意見をいただいた場合には、確認等を行い、必要に応じて対応を検討していく必要があると考えてございます。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 個々に対応していただきたいと思います。

それと、ちょうど紀宝町で地震・津波のルールブックを配布してるようなんです。こういう新聞記事を見たんですけれども、これによりますと、これ10月中に配布したもので、4地区の全戸に配布し、各家庭で見直しを行った上で、地震と津波から自分の命を守るための対策と行動を付け加えると。ここに記載していくわけですね。高齢者や自ら避難することが困難な人への対応などの課題も潜在しており、今後、訓練を通じてルールブックの充実を図り、犠牲者ゼロへの取組を継続していくと。これ紀宝町成川のほうで全戸配布されたものらしいんですけれども、こういうことが大切かと思うんですけれども、私もこれが必要だと思うんですよね。こういうものを配布して、活用していくというようなことは検討されていますか。お伺いします。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

紀宝町さんのほうに確認させていただきましたところ、町内の3地区、地区ごとに地域住民

も交えたワークショップを複数回行いまして、ルールブックを作成して、配布したということでお伺いしております。

そういった事業につきましては、防災・減災に関する啓発としまして有効な取組であると考えますが、本町におきましては、現在のところ、そういったもの、同様のものを配布するということは、現在検討は行っておりません。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 検証の過程でやっぱりどうしてもそういうものが必要になってくると思うんですよね。住民の方の協力も必要になると思いますので、ぜひまた御検討いただきたいと思っています。

それと、さらに、これ福祉とも関係してくると思うんですけれども、個別避難計画、これつくるように言われてると思うんですけれども、これ以前から話があったと思うんですけれども、これの作成についてはどうなっておりますか。お伺いします。

○議長（加藤康高君） 福祉課長仲さん。

○福祉課長（仲 紀彦君） 個別避難計画の策定状況ということでございます。避難行動要支援者のうち、名簿情報の提供について同意を得た方は302名となっております。その方を対象に、現在、保健師が訪問して、計画策定を進めているところです。現時点で作成済み87名ということになっております。引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） これは防災担当課との連携はどうなっているのかと思うんですけれども、防災担当のほうで持っておる、よく言われる要支援者の名簿ですよね。その中から個別避難計画を作成していると。この87名の方にしているということですね。これもぜひ進めていただきたいと思うんですけど、やっぱり個別に避難される方というのは状況違ってますので、そこを手当てできるというのは福祉の関係になると思いますので、防災の面からじゃなしにですね。そこら辺りよろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一つ、前回は触れましたけれども、避難の方法ですね。前回は原則徒歩避難という答弁でありましたけれども、これはそのとおりだと思いますが、地域性もあって、個別避難計画にも関連してくるんですけれども、避難困難者の方の車の使用について、これはもう大変難しい問題だと思うんですけれども、地域によって状況も違いますので、こういうルールづくりも必要だと思ってるんですけれども、車を使つての避難、これ当局の今の見解、お考えについてお伺ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

地震、津波など、避難時間が限られている中、車での避難につきましては、道路が渋滞して身動きが取れなくなったり、また、海沿いの道路を走って津波に巻き込まれるなど、大きな危険が伴うと考えてございます。そのような危険がある中で、町といたしましては、徒歩避難が

可能な方につきましては、できる限り徒歩避難いただくよう周知していく必要があるかと考えてございます。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） これは非常に難しい問題だと思います。当局としてはやはり徒歩避難を呼びかけていくというふうな答えになろうかと思えます。

町長は津波避難の関係、防災対策、組織においても防災対策室を設けるなど、力を入れてきておりますが、さらに防災面での安心・安全のまちづくり、今後の課題も今また見えてきたところかと思えます。少しでも住民の不安を解消できるようにしていただきたい。地震、津波だけでなく、線状降水帯の豪雨、それから台風災害、それも懸念されます。引き続き防災対策を最優先にさせていただき、目標を設けて、町民が安心できる安全なまちづくりを行っていただきたいと思えます。

最後に、防災対策について、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（加藤康高君） 町長堀さん。

○町長（堀 順一郎君） 議員御指摘のように、那智勝浦町、私は最重要課題は防災・減災対策でありますというようなことで皆さん方に訴えてきたところでございます。防災・減災対策の究極の目的は、やはり町民一人も犠牲を出さないということだと思います。

ただし、巨大トラフにおきましては、以前、平成26年の県の被害想定の中で、避難タワーが293本だったか、そのぐらい要るといようなことが言われました。293本って本当途方もない数字でございます。それはできる限りハードで町民を守ることなんですけど、一方、やはりソフト面で、いかに逃げていただくかというようなことで、もちろん地震、津波もそうですが、線状降水帯、それは情報を早く伝達するということで、防災無線なんか、戸別受信機なんか導入をさせていただきました。そんなことで情報を正確に早く伝えるというようなことも重要なことではないかなと思っております。

それと、もう一つ今後力を入れていきたいというのが、先日、下里中学校で避難所の運営訓練をさせていただきました。これは何かといいましたら、熊本地震で260名の方が亡くなりました。そのうちの200名は災害関連死です。避難してから亡くなった方。直接亡くなった方が60人にもかかわらず、200の方が関連死と言われてます。やはりそこは避難したときにいかに健康状態を保つか、衛生も保つかというようなことが言われてる中で、やはり実践的にやった上で、どういう課題があるのかというようなことも併せて、両輪でやっていきたいというふうに思っておりますので、引き続き防災・減災対策については最重要課題と位置づけしまして、推進してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 町長、どうかよろしく申し上げます。

次に、市屋地区の太地町ポンプ場移設造成工事についてなんですけども、お伺いします。

前回の一般質問でも私、取り上げさせてもらったんですけども、その後、地元の方々とちょ

っと話をする、直接お話を聞きました。760坪で田んぼ2反ほど、基礎を3メートル上げて、その上に6メートルの建造物を造るというこの計画ですね。

地域の住宅にも隣接をしております、これは令和4年頃からの話らしいんですけども、前回の質問では、農林水産課のほうでは、農業振興地域の除外申請や農地転用の関係で、その計画があることは知っていたと。しかし、宅地造成や建物建設に関係する建設課のほう、それと防災面では総務課になると思うんですけども、防災のほうは太地町から連絡がなかったので知らなかったと。当然、副町長、町長もそんな話があることすら知らなかったということですね。

そして、その質問に対する答弁では、本町では特に規制はかけられないが、県には盛土の規制法があって、県の許可または届出が必要になるというふうにしてお聞きをしました。この答弁を聞いていて、その印象としては、町としては何か責任がないよというふうに聞こえました。

しかし、申し訳ないんですけども、確認したいんですが、農林水産課にはこの件で合議とか、ほかの課ですね、連絡とか、文書を回すとか、上司への報告とか、そういうことは必要なかったんでしょか。大きな造成を伴う工事ですから、各課や上司に対して連絡調整が不足したんじゃないでしょうか。その点まずお伺いします。この合議はどうなってますか。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 合議が必要ではなかったのかという御質問でございますが、農業委員会は、業務に関しては独立性を保つことが求められており、会議での決定事項は政治的な影響を受けることなく、公正に行われることとなっておりますことから、慣例もございますが、合議していないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 農業委員会については、独立の組織であるということで、合議等は必要ないということですね。分かりました。

地元の皆さんの話をまた聞かせてもらったんですけども、計画があることを農地転用の後に知って、大変不安になった。水害が発生するおそれのあるところで、ここに造成、建設して大丈夫なのかと心配をされまして、地元の方が自ら、県の土砂災害のマップですよ、ハザードマップを見て、ここで土砂が流出するおそれがあるということを調べられた。急傾斜の崩壊の危険区域でもあるということですね。そして、いたたまれずに、太地町さんに建設反対の要望書を出しに行っていると。しかし、那智勝浦町はその状況を全く把握してないんですよ。町民が安心・安全どころか、不安になってるんですね、この今の状況。それに議員も動いていない。私もこれ同罪ですよ。私自身これ大変反省しています。そういう状況を知らなかったということで。

市屋の今回の問題は、住民の安心・安全を最優先にしている那智勝浦町の中でこういうことがあっていいんでしょうか。これどこに問題があるのかということで、一つは、やはり一般質問の中で、複数の課に関連するというので、それぞれに対応するというお答え、役所ですから、当然、縦割りで、そのとおりだと思うんですけども、所管や権限では直接関係なくても、

私、誰がこの話を、町民の不安、困り事を誰が対応するのか。やはりそういう人なり、各課を橋渡しするような部署が必要だと思うんですね。町民、区民が今、不安に思っている相談や要望はどこへ行けばいいのでしょうか。担当はどこになりますか。お伺いをいたします。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

来庁者に対する窓口案内でございますけれども、担当課という定めは特にございません。どの課でございましてもお話を承りまして、その上で適切な担当課を御案内させていただきます。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 総合窓口なんかでも、この間も座ったら全ての担当の方が来てくれて、すごいよかったですという声はお聞きしたんですけども、今回のこの件ですよね。地域の方が不安になって、どこへ相談に行かせてもらったらよろしいですか、那智勝浦町。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） まず相談の内容をお聞きさせていただいて、適切な担当課を御案内するという事になるかと思います。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 私は、県の許認可で権限はないんですけども、やっぱり造成に関係してくるんで、建設課で、そして各課を束ねるということで、総務課長とか副町長とかだと思っておりますよね。

本町ではこの宅地造成について、建設課のほうで3,000平米以上の造成については那智勝浦町宅地開発等に関する指導要綱というのがあるんですね。こちらなんですけれども、こういうのがあって、町への事前協議、それから、これ細かくて、道路、排水、緑地、宅地造成する場合、3,000平米以上であれば、排水とか緑地も取らなアカンとか、相当きめ細かな取決めがされてるんですね。当然、周辺住民への事前公開とか調整、こういうものを建てますというふうなことについても定められています。3,000平米以上の宅地造成であれば、相当厳しい指導要綱が定められているんですね。

今回の申請なんですけれども、造成なんですけれども、2,500平米ほどなんです。それでこれの適用外になっている。しかし、この第2条第2項には、3,000平米以上のものが対象ですとなってるんですけど、第2項には、前項の規定にかかわらず、3,000平米以下の宅地造成事業についても、この要綱のうち町長が必要と認めた事項についてこれを準用するとなってるんですよね。

土砂災害警戒区域に2,500平米の造成をするということで、そして、地域の住民に説明もなく、不安になっている、こういう状況というのは、この指導要綱の適用範囲じゃないんですかね。これ準用するものじゃないんでしょうか。お伺いをします。

○議長（加藤康高君） 建設課長井道さん。

○建設課長（井道則也君） お答えします。

議員おっしゃいますように、那智勝浦町宅地開発等に関する指導要綱に基づきますと、開発

事業でその面積が3,000平米以上のものに対して事前協議を行うものとなっております。ただ、この造成につきましては約2,500平米、3,000平米ありませんので、事前協議は必要ないものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 町民の方が不安になっているのに、地元に対して調整とか、そういう報告とか、そういうことがない状態でいいのかなという気はするんですけども、那智勝浦町内で計画されているほかの自治体の公共事業については、町が把握してないのは私どうかと思うんですよね。

民間であっても、普通、2,500であっても、何か制限はないのかということで、町へ問合せすると思うんですよね。確認があると思うんですよね。国や県の事業の場合については、当然、町は説明を受けてますし、それから、地元への説明も町が同行して、今行ってると思うんですよね。本町に対して太地町さんから何の連絡も、説明もないということなんですけども、逆に本町はそれでいいんですか。再度お伺いします。

○議長（加藤康高君） 建設課長井道さん。

○建設課長（井道則也君） お答えします。

町内におきまして、議員おっしゃいましたように、国、県の事業を例えば行う場合ですけども、もちろん事業内容とか打合せというものは当然でございます。ただ、工事を行う際にどうしても協議を行わなければならないという制限等はございません。もし今後このようなことがあるのであれば、担当者の間ぐらいになりますけども、どのようなことを行うのかとか、そういった問合せ等は行っていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 過去のことで申し訳ないんですけども、太地町さんは以前、平成28年頃ですかね、森浦のトンネル工事の、道の駅のちょうど近くのトンネル工事ですね、その残土処分場を那智勝浦町内下里地内に設けてるんですね。造ったんですね。その際も那智勝浦町に対して何の説明もなく、一番肝腎な下里区に対して、地元の区に対して何も説明なく、了解じゃないですけど、説明なく工事をされた経緯があります。これは相当大的な面積で、1ヘクタール、1,000平米ほどになるんですよね。これグーグルマップで見たらすぐ分かります。トンネルの近くですから。これ建設課長は当時のことを御存じですか。

○議長（加藤康高君） 建設課長井道さん。

○建設課長（井道則也君） 通報を受けて、そして太地町のほうに確認は行っているということでございます。

以上です。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） そういうふうな連絡があって、これを調べたということですね。なるほど。

1,000平米やったら、これ該当せんのですか。3,000平米。当時なかったんですかね。それで、残土処分場ですから、当然、地元の方へ説明に行って、了解を、了承みたいなものですね、同意を得てみたいな形になると思うんですけども、地元が知らなかったということなんですよ。

今回もお隣の太地町さんなんですけども、水道施設の移転計画、造成工事について、本町にも地元の区民の方にも説明がないんですよ。そんな状況の中で、用地を購入して、建設をする予定ということなんですよ。

この工事の予定地は土砂災害警戒区域にありまして、土砂が流れ出る可能性がある。前回も申し上げたんですけども、もしこの施設ができれば、増水した中で、水があそこはかなり太田川の水が増水してくるところなんですけど、増水した中で土砂がせき止められて、大変な被害になるおそれがあります。住宅に隣接してるんですよ、ここ。私、専門家じゃないんで詳しくは分からないんですけども、私もしこの近所に住んでたら、やはり建設してほしくないですって言いますね、これ。ここが適地なのか、ほかにないんかということは言って、反対すると思うんですよ。

前回もお聞きしたんですけども、総務課長は、本町は計画そのものを知らなかったの、確認してないということだったんですけども、その後、土砂災害のマップ、ハザードマップを見て、問題があるということは確認されましたか。どうですか。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 当該計画用地の立地でございますけども、町のハザードマップで確認しましたところ、用地の一部が土砂災害警戒区域の土石流、また同様に、一部でございますけども、急傾斜地崩壊の区域に入っております。また、土砂災害ではございませんが、用地の全部は巨大地震に係る津波浸水区域、そして洪水の浸水区域となっております。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 一応確認していただいたということでありませう。

そもそもなんですけども、この土砂災害警戒区域に公共施設というのは建てられる、建設できるんですかね。その場合、本町の場合、例えば何か施設を造るとした場合に、どうしますか。本町であれば、私は当然、そういうところじゃないところみたいな、思うんですけども、これ建設できるんですか。本町であればどうされるんですか。お伺いします。

○議長（加藤康高君） 建設課長井道さん。

○建設課長（井道則也君） お答えします。

土砂災害警戒区域内に公共施設が建設できるのかということなんですけども、建設は可能ということになります。ただ、仮の話と申しますか、本町で何か施設を建てると考えた場合に、その場所なんですけども、できる限りそういう場所は避けたいということで、どうしてもその場所に建設しなければならないのであれば、もちろん土砂災害に対する対策を検討したり、また、周辺の皆さんの御理解を得る、そういったことが必要かなというふうにも考えながら建設することになるかというふうにも思っております。

以上です。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 普通、危険なところ、土砂災害警戒区域には公共施設は普通まず考えませんよね。まして町民の反対のあるところは論外だと思うんですよね。太地町さんも、太地町内であれば、町民の声もあるし、同じだと思うんですよね、立場的に。

この件について、太地町さんの議会のほう、私はこれ会議録で見た話なんですけども、今は市屋区民の反対があるのでできないが、同意が得られるように努力すると。まだ建設したいというふうな答弁をされてるんですね。会議録の中を見ると。

説明もなく建設されるということで、地元の方も大変不安になっています。本町は町長の公約である安心・安全のまちづくり、これを標榜してはいますが、町民の安全ですから、安全ですよ、これ。安心じゃなしに。安全が脅かされている事態かと思います。早期にこの問題、地域の住民の不安を解消できるように対応していただきたいと思います。

次に、町政について、いま一度、住民の身近な暮らしを支えるような施策をやっていただきたいということで、要望も交えてお伺いしたいと思います。

細かなことばかりで大変恐縮なんですけども、地域の生活の中にいろんな問題があります。様々な問題があります。例えばごみの収集に関して、カラスの被害、これ下里は今悩んでるんですけども、ごみの収集日ごとに生ごみが散乱して、地域の皆さんが交代で掃除してるんですよ。たまに行かれて、役場へ、とにかく収集時間早うしてもらえんのかとか、カラス対策について担当課に相談をしても、町内には何か所の収集場所があつて、何か所あるんですか。100ぐらい。幾つか。

○議長（加藤康高君） 住民課長太田さん。

○住民課長（太田貴郎君） 1,000を超える収集ステーションあります。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） ネットだけのところもあるしね。1,000ということですね。1,000か所の収集場所があつて、管理はそれぞれの地域にお願いしますという返事が返ってくるんですね。これは仕方のないことで、私も職員だったんで、そうだろうなと思います。収集日ごとに片づけをしてきている皆さんがもう大変気の毒で、何か方法ないかなと思ってます。

まず、各地区のごみ収集の場所の状況ですね。今、1,000地区って聞いたんですけども、カラスの被害とか、地域によって違うと思うんですけども、この収集場所の状況、今どんなかというのは把握されてますか。お伺いします。

○議長（加藤康高君） 住民課長太田さん。

○住民課長（太田貴郎君） 今、1,000という数字をちょっとお話しさせていただきました。ですので、ちょっと1,000か所全部ちゃんと把握しているかというのはちょっと困難です。ただ、各地区のおおむねの状況は把握しているというふうに考えています。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） どのような問合せがあるとか、苦情とか問題ですね。例えば1つ2つお願いします。

○議長（加藤康高君） 住民課長太田さん。

○住民課長（太田貴郎君） ごみの収集の関係につきましては、環境係、クリーンセンターに対して年に数件の相談がありまして、大半がごみ出しマナーの件です。地域の方以外が持ってくるとか、ごみ出しの分別をちゃんと守っていないというのが大半を占めております。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） ごみ出しのマナーですよ。ほかの地区から持ってくる、そういう方がまたマナーがよくない。これは相対的な話で申し訳ないんですけども、収集場所の管理は区とか地元と言われてるんですけども、町は手助け、支援何もしてくれないんですかね。相談には乗ってくれるけども。

例えば、数件の相談なんですけども、カラス対策用のグッズ、こういうのがありますよとか、この地区ではこういうので効果ありましたよとか、その購入の補助金を設けるとか、皆さん非常に悩んでおられるんですよ。何か方法ないかと。それは私費でやって、いろんなものつけたりもしてるんですけども、町のほうがやっぱりノウハウもありますし、何か相談に乗って、何かしてもらえないのかなと思うんですけども、そういうことはしていただけないんでしょうか。お伺いします。

○議長（加藤康高君） 住民課長太田さん。

○住民課長（太田貴郎君） 1,000を超えるステーションあるんで、個々に事情というのがなかなか、千差万別あって、一律の支援というのはなかなか難しいのかなとは思っております。現状では、獣害の被害の防止のためのネット配布というのをやっております。あと、そのほかについては、議員おっしゃいますように、地区地区で協力していただいて、やっていってもらっているという現状でして、現状の方法がベストであるとは私も考えてませんが、多くのステーションがある中では、現状、この方法で協力をお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 先ほども申し上げたんですけども、住民の方がたまりかねて、出したらずぐカラスにやられてしまいますので、とにかく収集時間早うしてくれというふうな相談をさせていただいたそうです。回答は、ごみ収集車、業者さんとの関係もあって難しいですということだったんですけども、素っ気ない返事ですねみたいな話を私も聞きました。

カラスの被害に遭わないように、ごみの収集箱、そういうのを設置できないのかと思うんですけども、道路許可の関係もあると思うんですけども、町として収集箱の設置について協力はいただけないんでしょうかね。今、森林環境譲与税の関係を活用して各地区に椅子を作っていたらいいんですけども、数万円するらしいんですが、それよりも、困っているごみステーションのごみの収集箱を間伐材で作ってもらえないかなと思うんですけども。もう既に各地区で金属とか木材を加工して作っているところもあると思うんですが、町内でカラスの被害で困っているところがあると思うんですね。ほかにも。簡易なものでいいんで、町も知らんふりをするんじゃないしに、町民の目線で困っているところについて考えていただきたいと思うんですけども、収集箱を作っていただけませんか。お伺いします。

○議長（加藤康高君） 住民課長太田さん。

○住民課長（太田貴郎君） まず、収集の時間変えてくれないかと、業者の関係というお話でした。

お伺いしたんですけども、こちらちょっと誰回答したかは把握してないんですが、業者の関係というよりは、今、議員おっしゃいますように、獣害の被害受けてるところというのは1か所だけじゃなしに複数箇所あります。ですので、そこを時間変えてしまうと、今度ほか遅くなってくる場所もあるという、要は問題が別のところへ行くとかという話になりますので、現状でちょっとお願いしたいというような返答をしたというふうに記憶しております。

ごみステーションの箱なんですけど、先ほども申し上げましたように、ステーションそれぞれいろんな事情ございます。現状はネットの配布という形で対応していただきたい。箱を作られたりしたり、見えないようにブルーシートをかけたたりっていろんな工夫されているのは理解しております。ただ、先ほども言いましたように、現状がベターかなというふうに考えております。

ただ、今後これでずっといいのかというたら、またそうではないとは思っています。人口の減少も進む中に、刻々とステーションの状況、置かれている状況も変わってくると思いますので、将来的にはまたその時点その時点で適宜判断していきたいというふうに考えております。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 今、ごみの関係ですから、住民課さん答えてくれたんですけど、森林環境譲与税の関係で、ごみの収集箱というか、ごみ箱ですよ、作っていただけないのかと思うんですけども、いかがですか。椅子も大事ですけども、間伐材でも利用して、簡単なもの作れると思うんですけども。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 財源の問題ですけども、ベンチと同様に、財源としてはそういったところは対象になってくるのかなとは思いますが、作る、作らないというところにつきましては、現段階では考えておりません。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 住民目線で考えていただきたいんですね。皆さん困ってるんです。椅子も配布していただいて、あれ椅子すごいええねということで、ありがたいんですけども、ごみ箱を作ってもらったらちょっとでも解消できるんじゃないか。必要なところについてはですね。それは住民課のほうでは今の対応でも大変だと思うんですけど、1,000か所もあって、ネット配布するだけだと思うんですけども、ちょっと目広げてもらったら、椅子作ってるんですから、ごみ箱作ることも可能だと思うんですよ。

困ってるというんか、住民の皆さんが問題になっていることを一緒に考え、同じフィールドで考えるようにしていただきたいんですけども、ぜひこれに関しては各地区で標準的なものを作っていただいたら、各地区で使ってもらえると思うんですよ。これ皆さん悩んでると思うんです。ぜひこれ考えていただいたらと思いますので、よろしくお願いします。すみません、

お願い事ばかりで申し訳ないですけども。

次に、獣害対策についてお伺いをいたします。最近、熊の被害が全国で報道されておりまして、山間部でも餌がなくなって里山に下りてくる。当地域、熊野地方については、経済林が多くて、杉、ヒノキが多くて、ドングリとかそういう餌になるものがないので、逆にうちなんかでも、那智勝浦町なんかでも熊が出てこないというか、緩衝地帯になってるんじゃないかというふうな話も聞きます。鹿、イノシシ、猿がもう当たり前のように海岸部分の田畑、そして家庭菜園にまで来て食い荒らすような状況となっています。

それに伴いまして、私心配するのはマダニの感染症なんですよ。これ結構私の地域、下里でも感染された方がかなりおられて、しかも重症化していると。まさに野生動物と人間の力関係が逆転してしまって、高齢化と過疎化になって、限界集落化してきているところもあるというところで、非常にちょっと憂慮しております。

以前は兼業農家で、兼業であっても農業をなりわいとしてまして、その方々のおかげもあって集落や地域が成り立っていました。野生動物は山火事を嫌うといえますので、野焼きというか、刈った草を焼くのが当たり前のようにされてて、農地を耕作、管理して、里山が今まで保全されてきました。今、耕作放棄地ばかりになってしましまして、伸び放題の枯れ草のまま放置しておけば、鹿、イノシシの出没被害だけでなく、さらに山林火災、山火事の心配すらあります。

農地の保全のために田んぼや畑の草を燃やすということは、実際これできるんですか。もうできないみたいな話も、できない状態ですというふうにして聞いているんですけども、その辺り、制限はあるんでしょうか。お伺いします。

○議長（加藤康高君） 消防長樫尾さん。

○消防長（樫尾光俊君） 農地の管理保全のために田畑の草を燃やすことについての制限についての御質問でございます。消防法令上のこと、関することでございますが、消防法第3条では、屋外において火災の予防に危険であると認める行為者や物件に対して、たき火などの行為の禁止や停止、もしくは使用制限などの必要な措置を命ずることができるということにされております。また、消防法第22条では、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令し、火の使用制限が行われ、火入れやたき火をしないことと規定されております。

またもう一つ、先日、本会議で御可決賜りました火災予防条例では、令和8年1月1日から林野火災注意報と林野火災警報の発令時に火の使用制限についての規定が設けられておるところでございます。消防法令上の関係については以上でございます。制限については以上でございます。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） できない、できないというふうにして聞こえるんですけども、実際には、でも、農業に関係して、安全が確保されるのであれば、草を焼くことは可能なんですよ。

先日も火災予防条例改正したばかりで、大船渡とか大分の火災、大きな火災が続く中で、大

変質問しづらいんですけども、やはり草を焼いてると、今は通報されるそうなんですよね。普通に草を焼いても。何か始末書を書かされるとかみたいな話も聞んですけども、夏場であれば、消防のほうにたき火と勘違いされないようにということで、農地で火を使いますということを出して、それで草を焼くことはできるんですね。そこだけちょっと。

○議長（加藤康高君） 消防長樫尾さん。

○消防長（樫尾光俊君） 野焼きをする場合の、関する御質問でございます。あくまでも消防法令上のことでございますが、火災と紛らわしい煙、また炎が発する場合、あくまでもうちの消防本部といたしましては、届出をしていただいております。消防法令上、先ほど申しましたとおり、火災の予防上危険を伴う場合であれば火の使用制限を行うというところでございますので、消防法令以外のところ、産業廃棄物のことの禁止である法令や火入れに関する森林法の法令上の制限もほかにはあることはございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 住民課長太田さん。

○住民課長（太田貴郎君） すみません、野焼きという話が出てきたんで、廃棄物の処理の関係につきましては、原則的には、簡単に言うと、クリーンセンターへ持って行ってくださいという話になります。ただ、例外規定として、やむを得ない場合は、農林業を営む場合でやむを得ない場合はというふうな規定もあるんですが、あくまでやむを得ない場合というところで、焼いていいよというわけではございません。ですので、そういう通報ありましたら、やっぱり煙害の苦情とかということにつながってきて、連絡がありましたら、焼くのはやめてくださいというふうなお話にはなるかと思えます。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） ちょっとやぶへびになってきそうなので、あまり。ごみは産廃の焼却の問題もありますよね。警察のほうの指導もあると思うんですけども、そのような規制、制限ばかりで、草刈りをしてそのままに放置してると。クリーンセンターに持っていったって、田んぼ1枚分持って行って大変ですよ。それ実際、無理だと思うんですけども、それをそのまま放置して、堆積して、ミミズですかね、が繁殖して、イノシシがそれを掘り起こして、田んぼも畑もぼこぼこの状態なんですよ。それに、畦までミミズを取るんですかね、畦まで破壊してしまっ、農地がもう保全されてないような状態になってるんですよ。こういう農業地域、農村地域にまでこういうふうな厳しい規制をかけるのはどうなのか。例外規定も必要じゃないかなというふうにして私は思っております。

山と人里の間がもう極端になくなってきてるんですね。そして、農村を守るために、やっぱりバッファゾーンというのがどうしても必要なかなと思えます。せめて獣害対策だけでも強化して、里山とバッファゾーンを明確にできないか。今は集落支援員さん、それから協力隊の方々で対応していただけてますけども、将来的には、今ちょっと報道なんかでよく言われてますガバメントハンターですかね、その育成ができないのかなと思えますけど、その点はいかがでしょうか。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） バッファゾーン、緩衝帯の明確化についての御質問でございます。バッファゾーンに関しましては、農地と森林の境界を明確にして、イノシシ、鹿、猿、熊の侵入の抑制や鳥獣の移動ルートを変えるといった効果などにおいて有効であります。本町におきましては、平野部と里山のエリアといった地形ではなく、町内全域が農地と山が隣接しているような形になっておりますので、各地域で出没エリアが多い、そういったところを絞って実施するのが町の現状に合っているのではないかと考えております。

それと、ガバメントハンター、こちらにつきましては、全国で熊の出没の報道が連日されております。熊を対象とした駆除というのは、即時無力化をするための高度な技術や生態理解が不可欠であることとか、ライフル銃の所持は散弾銃の銃許可から10年必要であったり、研修、実地訓練をどうするかなどといった課題がございます。そういった点で、仮に導入に至った場合でも、その課題をクリアした上でのものですので、長期的な育成になってくると思います。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） ガバメントハンターについても、ほかの地域の状況も見て、将来的にまた御検討いただきたいと思います。

今は猟友会の皆さんにも力を借りているということなので、そこへの支援はどうなんでしょうか。以前は報奨金の引上げ等をやったと思うんですけども、ほかの市町村と比べて低いとか、問題があるとか、そういうことはないのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 有害鳥獣駆除報奨に関する御質問でございます。銃、わなによる報奨金につきましては、近隣市町村と比較してほぼ同額でございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 引き続き獣害対策のほうよろしくお願ひしたいと思います。

次に、町民の皆さんが困っているのは、高齢者の方の交通手段、町営バスについては、町長が路線を広げていただいたり、75歳以上は無料にいただいたということで、多くの方が利用をしています。しかし、買物や通院でちょうどいい時間、行きはあるんですけども、帰りがちょうどいい時間がないよというふうな声もよく聞きます。いろいろと改善はしていただいているんですけども、さらに利用しやすいようにしていただきたいと思います。

また、太田地区で実証実験としてデマンドタクシー、先日、議員の懇談会の中で地元の人の話もちょっと聞いたんですけども、この利用状況はどうなんでしょうか。まだ途中であると思うんですけども、現在の状況ですね、教えていただきたいと思います。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） お答えします。

この実証実験につきましては、10月24日から来年の1月23日までの3か月を予定しているも

のでございまして、利用状況につきましては、運行開始直後はなかなか利用者数も少なかったわけですが、利用体験会、そしてまた各地区老人クラブへの説明を重ねたところ、現在、直近では1日当たり6予約、人数で言いますと11名程度の方に御利用いただいております。

以上です。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） せっかくの実証実験ですので、積極的に活用していただいて、なかなか電話して予約を取るというのが、高齢の方、まだ慣れてないと思いますので、お願いします。買物や病院に行くことがやはり高齢の方の出かける機会をつくることになりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

この実証実験をしているということで、今後の実施についてどのようなお考えなのか。地域ではそれぞれ事情も違うと思うんですけども、需要があれば各地区でまた検討してもらえるのかどうか、その辺りお伺ひします。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 本事業につきましては、まず、地域の方々にこういった事業が受け入れられるか、また、そもそも地域に移動ニーズがあるかどうかということの主眼に置いて取り組んでおります。また、将来的な持続性を担保するためには、地域の方々にドライバーとなっただき、地域の移動を地域で支える体制整備の検討も必要と考えられます。

ほかの地区でもということですが、公共交通の空白地といった課題は、太田地区のみならず、他の地区でも同様、あると認識しております。今回の実証実験の結果によっては、横展開していくということも当然考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 今の町営バスの路線というのもありますので、一概には言えんと思うんですけども、やはり今後、町営バスも一部路線は残して、やっぱりこういうデマンドみたいな形になっていくのかなという気もしますので、一度住民の皆さんの身近な暮らしを支援する施策に目を向けていただいて、やっていただきたいと思います。

また、今実施されているまちなか商品券なんですけども、町民の方は使い慣れていて、もう慣れているような状態ですね。利用しやすくて随分助かっていると。いろんな店も使えて大変よいというふうな声を聞きます。今後また国の物価高騰対応の地方創生の交付金、これも下りてくると思うんですけども、まちなか商品券もいいんですけども、ガソリンが暫定税率の廃止で安くなってきています。

物価高騰対策として、住民生活に直接関係する水道料金、値上げしたばかりで大変なんですけども、交付金を活用して、基本料金何か月か減免するとか、ほかの市町村でやってるところもあるんですよ。町民みんなが物価高の中で少しでも助かったよと言っただけの施策なんじゃないかなと思うんですけども、その辺りいかがでしょうか。お伺ひします。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

物価高騰対策につきましては、現在、各課のほうに事業提案を依頼しておりまして、今後、どのような事業がより効果的であるかということを検討を行っていく予定としております。

議員御提案の水道料金の減免ということでございますけれども、本町には水道の未給水の区域がまだ残っておりますので、水道料金の減免の事業化につきましては難しいんじゃないかということで考えてございます。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 町民の方々に、町の施策として皆さんに受け入れられているような形で、物価高騰対策を一生懸命やってくれてるよというふうなことで、メニューの一つではないのかなとは思いますが、いろいろと事情もございまして、要望だけさせていただきます。

町長はやっぱり幹部の方と各地域で町政懇談会、報告会もされてきておりますけれども、一般の職員さんについては、今は町外に住んでる職員さんも多く、役場以外の地域で町民の声を聞く機会も少ないんじゃないかと思うんですね。ぜひ若い職員の皆さん、町の役場の活力でありますので、町政懇談会というふうな、そういうものじゃなくても、そのような町民の声を聞く機会を設けていただきたいと思います。いま一度、町民の身近な暮らしの声を反映した町政、施策を重点的に進めていただきたいと思いますが、町長はその点いかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

常日頃から管理職、それから一般職を問わず、窓口であったり、そして各種の会議など、あらゆる機会を通じまして町民の御意見や御要望を承りまして、でき得る限り御意見、御要望をくみ上げるということを心がけて業務に従事してございます。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 町民の暮らしを、声を聞いていただいて、施策を重点的に進めていただきたいと思うんですけど、町長の考えをお伺いします。

○議長（加藤康高君） 町長堀さん。

○町長（堀 順一郎君） 町民の意見をいかに聞くかというような御質問だと思います。私、いろんなところへ出かけて行って、いろんな御意見をいただいています。特に若い職員につきましても、現場に出て、まずいろんな意見を聞けというようなことで指示をしている中で、毎週のように課長会議もしています。そこはやっぱり若い方々のいろんな収集した意見を取り上げて、今後の町政に活かしていきたいというようなことで、毎週の課長会議、毎月には全体というか、病院とか消防も含めた会議もしております。そんなことでは、若い職員は現場に出て行ってまず聞くということが一番じゃないかなと思っておりますので、それを引き続きやっていきたいと思っておりますし、町政懇談会の中でも、若い職員も行って、御意見聞かせていただくのも必要じゃないかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 今後とも町民の暮らしに基づいた声を聞いていただき、町政を進めていただきたいと思います。

今日は一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開13時。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時45分 休憩

12時59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加藤康高君） 再開します。

次に、10番津本議員の一般質問を許可します。

10番津本議員。

○10番（津本芳光君） おはようございましたって、こんにちはですね。発言通告に基づきまして一般質問させていただきます。すみません、ちょっと声がれがあるので、先にちょっと水を飲ませてもらいます。すみません。

まず最初に、これは先ほどの城本議員の一般質問でも出されたんですが、物価高騰対策、政府のほうも予算を組んでおりますが、本当に私はこれが物価高騰対策というふうに考えられるかといったら、そうは思っておりません。仮に物価高騰対策だとしても、その政府案の決定を待つまでもなく、町としての具体的な対策を考えるべきと思いますが、その点はどう考えておられますでしょうか。先ほどの答弁でもありましたが、再度お答えをお願いします。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

現在、物価高騰対応事業といたしまして、各課に対しまして事業案の募集を行っております。今後、各課からの提案なども参考としながら、具体的な対策を決定する予定でございます。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） 政府はお米券の配布を考えているようですが、それでは本当の意味での物価高騰対策にはならないと思いますが、そのお米券でさえ、それを配布しないという自治体も増え続けております。本町ではどういう取扱いを考えているのか教えてください。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） お答えしましたとおり、現在、事業内容について検討を行っております。今、御指摘のあったお米券でございますけれども、お米券に対する対応につきましても、同様に検討してまいります。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） お米券のほうもそういう対応であると思うんですが、さきの参議院選挙では、石破政権、一律2万円の給付を公約として打ち出していたわけですが、これに対して国

民の審判はノーという判断でした。だから、お米券の配布は当然あり得ないと思っていたのですが、私はそれはあり得ないだろうと思ってるんですけども、各課の、先ほどの事業の取組あればということで報告を求めているということですが、そういったこともなきにしもあらずという考えなんでしょうか。どうでしょうか。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 農林水産課といたしましては、現時点でお米券の制度に未確定事項が多いため、制度内容を確認した上で支援策を慎重に検討する必要があると考えております。以上でございます。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） できるだけ慎重に検討していただきたいと思います。

私は来年の4月に、できたら補正予算よりも、4月当初の予算で組んでいただきたいと思うんですが、来年4月には町長選挙も控えておりますし、初日ですか、町長のほうにも出馬表明されましたように、大変そういう意味では具体的な提案はしにくいと思うんですが、私は再度商品券の配布はありきだと考えております。町民にとって生活が厳しいことは依然として変わりはありません。今年のように補正で考えるのではなくて、ぜひ来年度の当初予算で考えるべきだと思うんですが、そういった判断は考えておられませんか。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 事業の実施時期に関する御質問でございます。現在、事業内容の検討を行っているところでございますので、具体的な事業の実施時期についてはお答えできませんが、物価高騰対応につきましては、でき得る限り速やかな対応が望ましいと考えてございます。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） ぜひ予算の段階でそういうことはしっかり、補正で組むのではなくて、予算として当然考えていくべきだと私は思います。町長選挙が控えて、検討しにくいのはよく理解できるのですが、ほかの自治体ではやっているところもありますので、ぜひそのときのことを考えていただきたいと思います。私はこういったことは現町政側の、そういう意味で言ったら、ある意味での特権だと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

町民生活は本当に厳しいです。エバグリーン、私も時々買物に、買物やったら毎日ほとんど奥さんの代わりに行っておりますが、食料品売場に行きますと、半額の割引になったときに、ちょっとやっぱり品物減るんですよね。それは今年、夜のときになったらもう、そうですね、昨日も6時半ぐらいに行ったんです。そしたら、もう5割引きのあれが、半額ですね、貼ってありまして、そしたらやっぱり結構ぱっぱと取っていきますね。年金生活で大変なお年寄りだけがそういう状況になってるのかなと思って見てたら、若い人がやっぱり取りますね、結構。そういう意味で、早急な検討をお願いしたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） でき得る限り速やかに事業提案できるようさせていただきたいと考えてございます。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） お米券は私たち国民にとってやっぱり主食です。お米券を買えないのが私は一番つらいと思いますが、政府はその主食のお米の価格を下げる対策を、そういう手を打つべき、まずやるべきだと思うんですが、今回のやつはお米券の配布でその場しのぎをしようと考えているのではないかと思います。お米券を配布しても米価は下がりません。お米の値段は市場に任せるとというのが今の高市内閣の方針で、内閣が替わればやるのが全く真逆のことをやるのは、私はおかしいと思います。原価を下げるための対策をしっかり取ることが今は一番大事じゃないかと思うわけですが、町民が少しでも生活しやすいように考えて、行政のほうも考えていただきたいと。それが私は税金の使い方だと思います。

今回、今年も一般会計の予算、12項目のですね、基金のほうですが、やっぱり3億2,000万円ほど積み上がっていますね。それはそれで、ぜひそういうことも含めての検討をお願いしたいと。行政としてはやっぱり町民生活を守る立場で来年度の予算もしっかり考えていただきたいというふうに思います。

次に、色川地区への移住者の受入れ対策ですが、その問題に移っていきたいと思います。

長野県の阿智村の取組については、一般質問で前にも紹介をさせていただきました。色川山里ラジオの取組も紹介させていただきましたが、阿智村の調査のほうですが、行政の独自でもそういったことはやられましたでしょうか。それをお聞かせください。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 前回、6月議会についても阿智村の例を挙げていただいたと思っております。今回また阿智村の例も挙げていただいておりますが、阿智村の支援制度については、多くの項目、ハード面であったり、福祉の分野であったりというのは、一応調査といたしますか、把握しております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） この問題を私がやっぱり取り上げるきっかけになりましたのは、6月議会でも言いましたけれども、色川小学校の入学生が、来年は4人ほどはおるわけですね。だから、その次の年、令和9年度にはゼロになるということが分かったからです。1年飛んで、令和11年、令和12年も再度ゼロになると言われております。そして、そのために、結局、移住対策、これを本気で行政の課題として取り組まないとは私は駄目ではないかというふうに思ったわけです。

色川小学校の先生にも聞きましたが、入学生がやっぱりゼロになるというのが一番、学年がなくなってしまうわけですから、それが一番つらいと、こういうふうに、一番心配だと言われておりました。移住者の皆さんが多分そう思っておられると思います。だから、そういう意味で、具体的な対策として、9月のオープンビレッジ色川の取組が出てきたんだろうと思います。この取組の、オープンビレッジ色川の取り組まれた目的や、その参加者数、これが分かれば教えてください。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） お答えします。

今回こういうことがありましたので、関係者に聞き取りをさせていただいております。目的としましては、都市部に住む若者に田舎暮らしの生活を体感してもらうことで、将来の進路選択の幅を増やすこと、都市部から田舎への人の流れを生み出すことを目的としております。また、参加者数につきましては、全体の参加者数は少し分からないということでありましたが、13組の参加があったということで聞いております。

以上です。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） このオープンビレッジ色川というのは、これまでの移住者の皆さんが、結局、色川をやっぱり守らなければならない、先ほどの小学生が入学生がゼロになるということもありましたが、そういう強い思いで取り組まれたと思います。色川に暮らしている家庭で、実際にホームステイを体験して、そして、その体験を通して、先ほど村井課長も答弁されたように、田舎暮らしですね、これをリアルに感じてもらう、体験してもらうことで、移住につなげていきたいということで取り組まれたんだと私も思います。そして、移住者の多い山里のこのコミュニティ、これを自分たちがしっかり守らなければ、またやらなければならないという思いで、自主的にというんか、自覚的に計画を立てて取り組まれたんだと思います。色川の田舎暮らしを選択肢に選んでほしいという強い思いではなかったかと思います。

オープンビレッジの取り組んだことから見えてきたいろいろなことがあると思うのですが、取り組んだ後の声や要望など出てきて、把握してると思うんですが、もしそれを聞いて初めての対策の案が、そういうことを聞いて、初めての対策などが出てくると思うんですが、そこらはどうでしょうか。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 今回の事業に伴って聞き取りはしております。町に対しての特に要望等はございませんでしたが、参加者からの要望としましては、事前に色川の地理であったり、内容であったりということを事前把握できたらもっとよかったよというようなことを主催者のほうから聞いております。

これを聞いて初めて対策案が出るという御意見でございますけれども、この事業でということではありませんけれども、町内全域で活用できる空き店舗対策事業であったり、スタートアップ事業についても、やっぱり色川のほうでも十分使える事業だと思いますので、その辺は引き続き周知していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） 新たな移住者を増やしていく、このために、先ほども言いましたように、具体的な移住者受入れの対策というんですか、制度が私は必要だと思います。そういう意味での早期の確立をお願いしたいんですが、阿智村での年平均45人の移住者ですか、それも20代か

ら40代の若い世代が多いということを前の議会の一般質問でも私は紹介しました。

阿智村では、前にも紹介しましたが、再度こういう具体的な取組をされているということもここでもう一回紹介させていただきます。住宅の新築・改築支援、これで最大300万円、原則40歳以下対象の造成地分譲、40歳以下の対象の方ですね、その方に造成地を分譲するというもので、それから、若者対象の最大90万円もの奨学金返還支援、奨学金を返還するというです、行政のほうが変わって。それから、最大35万円の就業祝い金の事業を出すということですよ。最大35万円です。そして、集落の空き家の掘り起こしと、それを利用した村営住宅へのリフォーム、こういうことですね。こういうことが取り組まれております。そして、若者を対象に手厚い支援策が取られているわけです。

阿智村では、実際に様々な制度をこうして利用してもらうためには、心理的なハードルが高いことから、失敗してもよい、戻ってもいいというぐらいの柔軟さで対応されていると私は紹介を受けました。

また、移住者にとっては、先住者などの結び目となる人たちがいないと、田舎暮らしを通しての自己実現や、自分が考える理想の暮らしには到底しにくいと、こう言われているわけですが、色川には多くの先住者がいて、様々な取組もされております。せめて、阿智村の細かい制度までいなくても、これなら取り組めそうだという対策を早急に検討してほしいです。さっきのスタートアップ事業、そういったことも出されておりますが、できるだけ細かい対策を早急に立ててほしいなというふうに思います。

色川の若い移住者だけの取組だけでは大変です。行政の支援がやっぱり必要に私はなると思います。色川に行って、移住者の人たちから町に要望したい、これは先ほども聞いたんですが、要望をしたいということ具体的に聞いたら、先ほどいろいろ聞いていますということでした。しかし、私行って聞いたときに、町として空き家対策取り組んでおられるわけですが、それを、空き家をいかに利用するかと、活用するかということで取り組まれておりますが、空き家の多い県として、和歌山県は2番目に多いですね。そして、空き家率ですか、これも全国で2番目に高い。そういう地域だと思います。そういう意味で、そこらも多分掌握されておるとは思いますが、色川の移住者の人たちが言っていたことなんですが、移住者を迎え入れる取組をするために、空き家の管理団体をつくって、色川への移住を呼びかけたいということ具体的に私には話しておられました。

しかし、色川の空き家は結構古いのが多いので、多少のリフォームをしなければならないということも言われてて、しかし、今の空き家対策のあれではお金は出してもらえないし、そこらところは、私たち取り組もうと思ってもできないところがそこにありますというて言われてました。だから、そういった具体的な声も聞いていってほしかったなと思うんですが、そこらを聞きながらぜひ対策を考えていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 色川地区での声をということでございます。と思います。今、先ほども現状、特に要望等はございませんという話ではありますが、現在、色川地区におかれま

しては、2か月に1回報告会を行っております。メンバーとしましては、協力隊、支援員、また色川地域振興推進委員会のメンバーで2か月に1回報告会を行っております。この報告会にももちろん町の担当者が出席してコミュニケーションを取っておりますので、引き続きそういうことのコミュニケーションを続けながら、要望等も把握していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） このオープンビレッジ色川のほうには1家族が来られてましたね、家族で。だから、13人って言われたんですけど、その中には妊婦さんもおられる。だから、そういう意味でいろんな方が、やっぱりこれは色川山里ラジオで地域とのつながりをしっかり共有されてるといふんか、報告されているということの結果として、私はそういう方たちも安心してここへ見に来られたんじゃないかなと思うんです。そういう意味での受入れのための具体的な対策をぜひやってきてほしいと思うんです。

前のときも言いましたけども、村井課長も言いましたが、やっぱり阿智村のほうは名古屋に近いから、割と自由にできるので、そういう受入れができるのかなというふうな答弁だったと思うんですが、確かに阿智村は1時間もあれば名古屋へ行けるし、すぐ買物も行けるという場所ですが、けども、そういう場所でさえ、若い移住者を迎えるために、先ほども言いましたが、いろんな様々な制度を打ち出して、そして取り組んでいるわけです。

色川は阿智村と違って、色川に移住してこられる人たちは、本当にある程度定住の覚悟を決めてやってくるんですよ。だからこそ、しっかりその支援の対策を考えてほしいと思うんですが、もう一度その点をしっかりと述べていただければと思いますが、どうでしょうか。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 6月の議会のほうでも答弁させていただきました。特に色川につきましては、移住者の多くは本当に地区の魅力であったり、地区に住まわる人たちの魅力に引かれ、移住されたということがほとんどだと思っております。しかし、色川地区だけではなく、町内の移住に対する魅力を高める施策であったり支援を今後も研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 空き家のリフォームというところであれば、農林水産課の管轄で、紀州材の補助制度がございますので、そちらのほうとかを周知も改めてさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） それはどちらの課であってもいいんですが、空き家対策というのはしっかりとやっぱり取り組んで、それが有効に活用できるようにぜひお願いしたいと思います。

前にも言いましたけれども、色川の棚田は、やっぱり下流域にある太田地区、この水源ともなって、そして災害から下流の地域を守るという役割も果たしております。そしてそこには

色川小・中学校という立派な校舎もあるわけですから、ひいては紀伊半島の豊かな漁場にもつながっていきます。そういった意味で、前も言ったんですが、中山間地域を守る取組はぜひしっかりやっていただきたいなというふうに思います。

棚田サミットでもいろいろと紹介されていましたが、全国全てどこでも、やっぱりそのために苦勞して皆さんいろいろ取り組んでおられます。ぜひ積極的な対策を考えていていただきたいと。また、それが、最近増えています太田地区への移住者、こういった対策にも私はつながっていくと思いますので、そういったところを期待して、私は次の質問に移りたいと思います。

次に、子供支援についての問題です。

国保基金の積立ての分が、基金積み立てられていると思いますが、再度確認したいと思います。その金額を教えてくださいませんか。

○議長（加藤康高君） 住民課長太田さん。

○住民課長（太田貴郎君） 令和6年度末で約1億6,000万円でございます。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） 私はこの間、国保での子供の均等割の問題、ずっと取り上げてきましたが、半額支援をしていただきたいと。就学前の子供だけじゃなくて、国の方針としても、子ども・子育て支援法というのがこの間できてきたということで、先日の教育厚生常任委員会のほうでも住民課の方からその資料を見せていただきました。

私はその資料を見せていただいたんですが、説明も聞いたわけですが、やっぱり急なものであったので、私も十分理解しにくくて、そしてこれは、その場で分かったのは、これは新たな増税につながるなということだけはよく分かりました。そういう意味で、もう少し具体的な取組になれば、いろいろと教えていただきたい。まずはそこまでの具体的な対策はできていないと思いますので、ぜひそういうことがあったら、できるだけ早い段階でいろいろと教えていただきたいというふうに思います。

私はそれよりも、既に和歌山県下でも国保の均等割への支援、これを自治体独自で取り組んでいるところがある。そして、18歳まで支援を延長して取り組んでいるところもあると聞いたんですが、これはちょっとどこどこでやってるよということで太田課長のほうにも言っておいたんですが、その情報を新たにつかんでもらえたらと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（加藤康高君） 住民課長太田さん。

○住民課長（太田貴郎君） 和歌山県下で18歳まで独自でやっているところがございます。ちょっと聞き取りをさせてもらいましたところ、一般会計、それから基金からの繰入れはせずに、その支援分を保険税で賄っているという実態だというふうにお聞きしております。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） 国のほうも既に未就学の子供については取り組んでいっているわけですから、前のときにも言いましたが、その基金を活用して、やっぱり取りあえずは中学校卒業までぐらいの年齢を引き上げるとか、思い切って全額を支援するとかいうことも含めて、均等割

の方法を考えていただければありがたいと思います。

できれば、先ほどの印南町のように、18歳までの支援のほうを考えてもらえるということはどうなるのでしょうか。そのことも併せてお願いをしながら、できるかどうか、すぐやるにしても無理だと思いますが、そういうことを検討していただけないかということをお願いしたいのですが、どうでしょうか。

○議長（加藤康高君） 住民課長太田さん。

○住民課長（太田貴郎君） 議員これまでも均等割の年齢の引上げと支援の拡大というのを御要望いただいております。うちとしては、都道府県単位で保険税統一に向けてやっている中、独自施策は難しいという回答をさせていただきました。多くの全国の市町村でそういう思いだというふうに思っております。

そんな中で、やっぱり同じような思いがあったんだと思うんですけども、全国知事会等から国のほうに年齢の引上げと支援の拡充というのを要望しておりまして、早ければ9年の4月に18歳までの引上げというのを想定した中で、国のほうで議論が進んでいるということを知っております。ですので、うちとしては国のほうで統一した施策の開始を一刻も早くしていただければありがたいなというふうに考えてまして、独自施策については、やっぱり県下統一ということもあるので、ちょっとすぐすぐうちでというのは難しいかなというふうに考えてます。

1点、基金の運用について御提案いただいているとは思いますが、確かにここ2年ぐらい、うち自身想定しているより基金積み上がってきております。ですので、あくまで来年度に限っての話、来年度以降というのはまたいろんな状況を終始見ながら考えな駄目だとは思いますが、来年度に限っては、ちょっと基金を取り崩して、できる限り保険料を抑制できるように努めていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） できたらやっぱり一時期でもいいですから、そういう対応をしていただければ、国保に入っておられる方は喜ばれるだろうと思います。

前も紹介しましたように、子供の分の均等割と御主人、奥さんとのあれだけで一月で大体10万円ぐらい出すという、これは前のときも紹介しましたが、そういう意味で大変な生活を送っておられます。そういう意味で、そういう形での対応を考えていただければありがたいなと思うんです。

先ほどの印南のほうのやつは、あれは基金のほうから出しておられますか。僕のほうは福祉基金から出しているというふうに聞いたんですが、基金のほうは、それが福祉の基金のほうなのか、それとも国保の基金で積み立てた分なのか、そこらはちょっともう一回調べてもらえますか。

○議長（加藤康高君） 住民課長太田さん。

○住民課長（太田貴郎君） 私どものほうから問い合わせた際には、18歳まで引き上げた分の財源については保険税の率、設定で賄っていると聞いたんですが、議員聞いてきたのと少し違うということなんで、改めてまた確認したいと思います。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） ありがとうございます。ぜひそうしてあげてください。ほんまに均等割、子供の分まで、できたら国の施策を待つまでもなく、18歳からの均等割の部分はそういったところで支援をするということもできるだけ早く取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、病児保育の問題です。10日の教育厚生常任委員会のほうで、ここまで具体化されているのかということで、正直言って私も驚きました。早いなという気持ちです。早かったなと、やってくれたなと、取り組んでくれたなという思いです。子育て中の多分皆さんもこれで喜んでもらえるんじゃないかなというふうに思うわけですが、そういう意味で、いろいろと早急に手を打っていただいて、町長のほうも前のときに話し合いを進めておりますということだったので、ありがとうございます。ぜひこれからもしっかり取り組んでほしいなと思うんです。

どこの病院に行っても小児科なくて、大変なところ、これはもう行政のほうも病院のほうもよく分かっていると思いますが、実は最近、私の知り合いの子供さんが家の中で遊んでいて、頭を打たれたそうなんです。それで、びっくりしてお父さんが慌てて子供さんを連れて町立温泉病院に行ったそうなんです。しかし、そこで、残念ながら、ここでは診察できません。小児科がないからね。と言われて、すぐ今度は自分の車で医療センターのほうに行かれたそうです。けども、ここでも無理と言われて、仕方なく個人の民間病院を探して診察を受けられた。そして、診察の結果は大したことなく、ほっとしておうちに帰られたそうです。

しかし、またその後、今度はそのお父さんの別の子供、もう一つ上の子供だと思んですが、帰った後に、また別の日に公園で子供さんを遊ばせていて、そのときに今度は滑り台から落ちて頭を打たれたということで、頭ですから、やっぱり当然、高いところから落ちてますので、心配して、すぐに救急車を呼んで、その場合は救急車を呼んだらしいです。町立温泉病院に行ったんですが、また診てもらえませんでした。救急車はすぐに新宮医療センターのほうへ向かってくれたそうですが、ここでもやはり前のように診察できないと言われてたそうですが、諦めずに、改めて事情を説明して、やっと診てもらえたということだったそうです。そして、そのときも大きなことに至らずに自宅に帰られたということで、本当によかったわけですが、こういうことがやっぱり度々起こってはいけないと思います。

結局、小児科の先生がいなかったから診れなかったんだと推測するわけですが、これは病児保育だと同じだと思います。こういう事態があったことは、先ほど言ったように、救急車で行ったけども診てもらえなかったということが、病院のほうでも把握しておられたのかなということでもちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（加藤康高君） 病院事務長寺本さん。

○病院事務長（寺本齊弘君） まず、当院での子供の診療についてでございますが、そのときの救急担当や当直医によりましては、その症状により診察することもございます。ただ、子供を診察するための医療機器というのは当院ではそろっておりませんので、基本的には医療センターをはじめ他院に行っていると思います。また、消防より救急患者の受入れ要請があった場合も同様でございます。

御質問の件につきまして、病院のほうでは、この件に限らず、救急外来に来られた方、あるいは、消防や個人からの電話での受診の問合せがあり、それでもお断りした方などの報告というのを毎朝の幹部会で情報共有をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） 大変だろうと思いますが、そういう情報把握もしっかりしておいていただければと思います。

医療センターでも小児科の確保、これは大変だと思うんです。そういう意味で、病児保育の体制しっかり確立していこうと思えば、小児科の先生の確保と維持、それができるかというのが非常に大事なことになってくるわけですが、そういった維持ができるように、その働きかけですね、強く要望したいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（加藤康高君） 病院事務長寺本さん。

○病院事務長（寺本智弘君） 小児科医の確保についてでございますが、当院から和医大などへの派遣要請というのは行っておりません。和医大のほうの小児科医の数も限られておりますので、小児科医の確保については広域的に取り組んでいくべきものというふうに考えてございます。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） 和医大のほうの小児科医の医師が少ないとなれば、それも確保が大変なことになりますが、いろんな大学病院のことも含めてですが、小児科医のほうを確保できるようにぜひ御努力をお願いしたいということをお願いしておきたいと思います。

次に、第2子の保育料の無償化の問題ですが、前のときにこれも言っております。第2子以降の保育料の軽減措置を取っているところが年々、前も言いましたが、増えていると思いますが、非課税世帯だけを対象とするのではなくて、全ての子供を対象にすることは考えておられませんでしょうか。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） 第2子以降の保育料についてでございます。現在、当町のゼロ歳から2歳までの保育料の減免についてですが、まず、国基準に合わせての減免があり、さらに、和歌山県と実施しております事業により、第1子の年齢に関係なく、第2子以降の保育料を無償化しております。第2子は一定の所得以下の世帯、第3子以降は全て無償としております。ですので、非課税世帯だけを対象としているわけではございません。

以上です。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） 非課税世帯の問題、ちょっと後で取り上げますが、私はやっぱり安心して子供を育てられるまちづくり、これが私は元気な町につながっていくと思いますが、隣の太地町はやっぱり教材費の無償化、これも実施しておりますね。だから、そういう意味で、この問題も私は町議1期目のときに取り上げました。ぜひ第2子、非課税世帯とか、そういう国基準のあれではなくて、町独自の無償化、これをぜひ考えてほしいなと思うんです。

非課税世帯だけを実施するというのは、やっぱりそういう支援制度は若い子育て世代にそういう分断を持ち込むことになるのではないかということが一番心配するわけです。だから、ぜひその点は考えてもらいたいと思うんですが、それはどうでしょうか。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） 子育て支援施策における経済的負担の軽減としましては、先ほども申し上げましたが、保育料では非課税世帯だけでなく、一定の所得制限はありますが、第2子以降を無償化しており、児童手当についても、令和6年10月の制度改正で支給要件の所得制限が撤廃され、対象者全員に支給されるようになっております。そのほか、当町では3歳から5歳児の給食費の無償化、また保険診療の自己負担が無料となる子ども医療費の対象年齢の拡充などに取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） いろいろうちの町も子育て世帯への支援のために頑張っていることはよく分かっております。私もいろいろ取り上げてきたことがありますので、給食費の無償化の問題なんかも、県下全体でいくとちょっと、もう少し早くてもよかったのかなと思いますが、そういうような形で、中学生への給食も、これはちょっと遅かったんですね。中学生の給食の問題は、ただども、給食費の問題やら無償化では早くやってくれたということは感じております。ぜひ今後とも子育て世代への支援、ぜひ続けていただきたいというふうに思います。

私はいろんな人と話す機会があるので、これは皆さんも同じだろうと思いますが、子育て世代の人は、非課税世帯の人だけが経済的にしんどい思いをされているというのではなくて、先ほどのエバグリーンでの話も紹介しましたが、やっぱり若い人たちもそういう意味で経済的には今大変だと思います。

そういう意味で、特にこの地方においては、やっぱり都会から見たら遠隔地になりますのでね。大学に行かそうと思っても、その送金だけでも相当大変だと。それはもう皆さんもよく経験していることだろうと思いますが、しかし、現実的には多くの高校生、最終的には結局、奨学金に頼って行ってるんじゃないかなというふうに思います。私のめいっ子の子供も卒業までの4年間で400万円借りる予定で大学に行きました。そういう算段をやってですね。しかし、大阪の大学に行ったわけですが、新型コロナの影響でアルバイトもできなかったということになってきて、生活ができないということで、急遽大学を中退して就職の道を選択しました。

だから、そういう意味で、子育て世代の支援としてのそういった支援ですね。これは先ほども言いますが、第2子だけの問題じゃなくて、無償化の問題、ぜひ、先ほど太地町の紹介もしましたが、そういったことも含めて今後検討していただきたいなというふうに思います。どうでしょうか。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） 全ての子供の無償化を視野に入れた保育料のさらなる減額につきましては、これまで以上の財政負担を伴うことから、ほかにもある子育て支援施策のことも

考えながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） ぜひ細かい手だてを検討していただければと思います。

最後の質問は、道の駅なちでの丹敷の湯の答弁からの問題ですが、9月議会で私の質問に対して副町長の答弁はこうでした。再開したが、大規模改修をするつもりはないと答弁したというのが、そういう答弁を副町長がされたわけです。私はちょっとそれ聞いたときおかしいなと思って、私もいろいろと調べてみました。結局、そういう答弁はどこでもされていなくて、多分、副町長の思い込みがあったんじゃないかなと思っております。これ具体的に副町長ともお話をさせていただきましたが、間違いなかったですね。どうですか。

○議長（加藤康高君） 副町長瀧本さん。

○副町長（瀧本雄之君） 確かに議員と副町長室でお話させていただいて、私の気持ちとしては、昨年の3月議会で言い切ったつもりという記憶はあったんですが、議事録を見ますと、そのような記述が何もございませんので、私の思い違い、思い込みの上での答弁したということは議員と確認させていただいております。どうも申し訳ございませんでした。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） もう一度そのことを確認しておきたいんですが、その答弁は、現在、議長をされている加藤議員の一般質問のときに答えられたときのものですが、その答弁では、大規模改修が必要とされるような事態が起これば、またその時点で考えなければ、また、お客さんも増えなければその時点で考えなければと思っていますという答弁だったわけです。

私は答弁が違っていたことについて、改めてここでは問題にしようとは思っておりません。そんなことよりも、副町長には一つ貸しをつくっておくということとどめておきたいと思いますが、今ちょっとそんなことよりも、とも言いましたが、これは高市総理大臣の答弁で、この問題で物議を醸しておりますので、私はそういう意味ではなくて、副町長をかばう意味で言っております。御了解ください。

なぜなら、私は丹敷の湯の問題について、何でこの問題を深くあれするかというと、やっぱり私はこの問題であまり政争の具にはしたくないという気持ちがあります。私もこの間で、だから、何回もこの問題で取り上げて質問をしております。昨年の3月議会でも、丹敷の湯の継続をという町民の陳情を受けての議決であっても、賛成6、反対4という僅差での議決でした。そうであったとしても、私は決定は決定として、議決は議決として受け止めてほしかった。当局には考えてほしかった。そう考えてもらわないと、議決の意味はなくなってくるわけです。前回は言ったように、議会が軽視されることになってきます。

改めて継続となったわけですから、何か新たな事態が起これば、私は議会の意見を当然聞くべきだったと思います。しかし、それも抜きに、一方的に使用中止だけを決めて、議会との話し合いもしない。これは議決に対する、その軽視の最たるものではないかと思うわけですが、再度お聞きしたいと思います。

○議長（加藤康高君） 副町長瀧本さん。

○副町長（瀧本雄之君） 私ども当局といたしましては、議会を決して軽視しているものではございませんで、昨年の4月以降も丹敷の湯を再開させていただいて、運営させていただいておりました。その中で、たまたまタイルが剥がれ落ちるといった危険なことが起こりました。専門家に見ていただくと、かなりの面積、あちこちあちこちが浮いている状態で、危険であるということがございましたので、それをもってお風呂を休止させていただいている状況でございます。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） そうですね。休止の状態がずっと続いているわけです。閉鎖ではないですね。休止の状態です。だから、丹敷の湯の継続を議決した、決議した以上、閉鎖ではなくて中止になりますね、当然。もし修理しなければならないという箇所が出てきたとしても、修理して継続するのは、私は当然の理屈だと考えておりますが、そして、修理するのであれば、予備費や道の駅の運営費等で運用するか、それができなければ、公営施設の整備基金もあるわけですから、そういったことで、そういう判断は、それを活用するというようなことは判断できなかったんでしょうか。

○議長（加藤康高君） 副町長瀧本さん。

○副町長（瀧本雄之君） その問題につきましては、一番最初にありました私の記憶違いの大規模修繕はいたしませんという部分から、大規模修繕に当たるのであればという思いで休止をさせていただいて、うちでいろいろ、当局の中で検討させていただいてきた状態であります。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） そういう判断をされたということですが、しかし、私はその修理のほうも、今回の一般会計の補正予算に丹敷の湯の燃料費を修繕に変更するという組替えの提案が出されましたんですね。だから、それに対しての修正案が出たと。

私は最初、修正案が出てきたのも仕方ない、しょうがないと思ってましたです。なぜなら、補正予算に対する質問の中で、修理して、いつから営業を再開するのか、修繕をするまでは再開すべきではないか、しかし、それをやらないのであれば、350万円という多額のお金は無駄になるというこの質問に対して、当局の答弁は、プロポーザルでの対応のときに危険だからとしか答えられなかったと。そして、危険であれば、こういう意見も出されました。防護壁などで考えれば安く済むんじゃないかという意見も出されて、修正案が提出されたわけです。そして、その修正案が通りました。

私は修正案が出てきた段階でいろいろと考えました。最終的には原案賛成の立場で討論をすることにしました。それはなぜかといいますと、修正案の提案理由は、私が考えていたこととあまり変わらなかったという判断をしたからです。それであれば、賛成をした上で、まず修理をしていただくということが先決だと考えて賛成をしたわけです。副町長は修正案が通ったから私に修理ができなくなったというふうに言われましたけれども、修理の機会私はこれからいくらでもできると思います。私は、そやから、副町長からそういう声をかけてくれたときも、私は一切気にしませんでした。私は修理をまずしてもらって、次の営業へと働きかけていくこ

とのほうが、私は先だと思ったからです。

今、議会の前に、先ほども副町長も言われましたが、私は副町長室に足を運んで、副町長に、1時間ほどですが、直談判もしました。そのときの話、返事ですね、これは、取りあえず修理する方向で考えるが、多分年内はできないと思うという話だったと思います。それに対して私は、お風呂を再開するのであれば、当然、それを楽しみに待っている人がいる。だから、正月前に再開すべきだということも言いました。お風呂を再開してくれるのを楽しみに待っている人がいると強く言われた方は、これは堀町長を大いに応援されている方です。そういった方の意見も聞いております。だから私は、正月前に再開すべきだと。そうでないと、修理する意味がないということも言いました。副町長は、プロポーザルのときに間に合うように考えたいので、いつからとは言えないということで、私は修理するということで一歩進んだと考えてほしいという返事だったというふうに、副町長からの返事だったと思うんですが、それは間違いなかったですね。

○議長（加藤康高君） 副町長瀧本さん。

○副町長（瀧本雄之君） 議員との話合いはそうでありました。

前段の部分のことになりますけども、役所の予算の中で款項目あって、目の中の流用というのは別に議会に諮らなくてもこちらでできる部分があるんですが、道の駅はデリケートな、先ほど言いましたように、6対4とか、そういうデリケートな部分がありますので、まだその時点では大規模修繕ではないと言い切ったつもりでおりましたので、運営していなかったのも、燃油代が余ってきたので、その中での修繕で行わせていただきたいということで提案させていただきました。

その根拠といたしましても、再開に向けて、再開に向けてと言ったらおかしい、今まで運営していたあそこの従業員の方も、2週間に1回はお湯を出してボイラーの確認をし、2週間に1回は浴槽、また洗い場の掃除をしていただいております。そういうこともあって、危険だなということで御提案させていただいたんですが、残念ながら、修正案が通ったという状況でございます。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） だからね、私は、まず修理にかかってもらえたら、一歩でも前進するのではないかと考えたわけです。先ほどの副町長がそういうふうにして思い込んでいたということから出てきた言葉だったというのは、あまりちょっと考えてませんでしたので、まあまあそういうことです。だから、私は一歩でも前進できたらと思って、今回の一般質問でも取り上げているわけです。

修正案は通りましたが、この修正案は、再開する気のないものに多額の費用をかけるのは無駄だということだったと思います。であれば、私は、修理して営業を再開するのであれば、その350万円は無駄金ではなくなるというふうに捉えました。修理して再開したら有効活用になるわけですから、先ほども言いましたように、修理するには、必要と思えば予備費でもやれる。多分そういうお金はいろんな意味で運用できると思います。正月には間に合わなくても、来年

のでできるだけ早い時期に再開できるので、やってほしいと思ったわけです。

あそこのタイルを見て、これやったら早う直せると言うた人もおるといふに私はいろいろ聞いています。だから、そういったことをいろいろ聞きながら考えてくれたら一番よかったのではないかなというふうに思うんです。来年の早い時期に、できるだけ早い時期に再開できるのであればやってほしいと思った次第です。

迷いながらも修正案に賛成した議員さんもいます。まずは予備費でも運用して、早急に修理をしてほしいと思います。費用がないのであれば、公共施設整備基金もありますので、私は、完全に閉鎖した状態でプロポーザルにかけるということであれば、丹敷の湯の継続は全くそこで閉ざされてしまうのではないかなというふうに思うわけですが、そこはどうでしょうか。

○議長（加藤康高君） 副町長瀧本さん。

○副町長（瀧本雄之君） プロポーザルにかけるに当たりましては、先ほどこちょっと触れさせていたいただきましたが、あそこの会計年度任用職員さんがお湯の管理というか、チェック、それから掃除等々していただいておりますので、皆様の、今この議会の流れとしてはプロポーザルの意見を待つということでございますので、そこまでプロポーザルに応募していただく方、お風呂をやる、やらない、フリーハンドでこちらはお願いしようとは思っておりますけれども、もしやりたいと言ったときにできるように、温泉はやらせていただいております。

そして、先ほどの答弁言い忘れましたが、今、掃除、2週間に1回ほど浴槽から洗い場までしていただいておりますのも、私ども危険と判断して、議会に上程させていただいて、結局は修理せんままであれば、入室禁止にして、お風呂の掃除を休止してくださいということで今進めさせていただいております。ですから、プロポーザルまでは、お風呂がいつでも再開できるような状況でお湯の管理はさせていただきます。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） 私も向こうの現地に行って、修繕をしている、いろいろとボイラーを沸かすあれをしたりしながら、少しでも維持をできるような形での対策は取ってくれてるのは聞いております。ぜひそれはきちんとやりながら、けども、タイルだけの問題であれば、僕はそこまでいかななくてもいいんじゃないかなと思うんですよ。だから、修理して再開する、これが僕は基本になればならないと思うんです。そういうことがやっぱり決議の一番大事なことだと思います。継続の議決ですね、これの一番大事なことだと思います。

ほんで、私は道の駅と丹敷の湯の問題は、赤字、黒字だけの判断だけではないというふうに考えています。もちろん赤字は出さないほうがいいのが当たり前です。教え子の私の、前も言いましたが、財政専門の教授、こう言っていました。私もそれ言うのを聞きました。そしたら、自治体財政は赤字のところもあれば黒字のところもあると。それはそうですね。だから、いろいろ繰入れをしております。赤字であるところには。しかし、やってはいけないのは、トータルでの赤字だと。これだけは絶対に駄目だというふうに言っておられました。私に教えてくれました。

道の駅は他の場所でやれば、那智、浜ノ宮地区は寂れていくのではと私は心配をします。そ

して、だからこそ世界遺産熊野古道の出発点として考えるべきだということを一貫して訴えてきました。さらに、地域コミュニティづくりの場としてのこの地域を考えるべきだとも提言をし、もしこの場所が民間への委託となれば、公営でなくなれば、私は民間委託、先ほども言いましたが、公営でなくなってしまうと、公営でやってくれという提案をしてきたわけですが、民間に委託となってしまうと、地域コミュニティづくり、これにはつながっていかないのではということで、できるだけ、民間のほうは利益が上がらなければ撤退をしていきます。そういう意味で、公益の形で運営をずっとこの間提案をしてきております。

そして、もし民間の場合に、言えば利益が上がらないと判断した場合は撤退していくわけですから、そのときに、それを後、継続してくれる業者、これが出てくるかいうのも、本当に大変な問題になってくると思うんです。だからこそ、私は公営で継続をしていくべきだという方向を、やっぱりいろいろ考えても、提案をしていきたいと思うんですが、その点はどうか。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 地域のコミュニティづくりの場として、民間への委託ではなく、公営での継続できないかという御質問でございます。こちらに関しましては、町内には多様な民営温泉施設が存在する中で、丹敷の湯を公共サービスとして位置づけ、公営で継続することは難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） 前にも私、何回も言うんですが、温泉で潤ってきた町でしょう。そして、その利益はやっぱり町民に私は還元すべきだと思いますよ。そのやり方は、前も言いましたように、いろんなやり方あります。この間はチケットを配って、1枚多くの方で道の駅の丹敷の湯もやってきましたが、僕はそれでは不十分だと思うんですよ。せめて、私もいろんなところの入浴施設行ってきています。前にも言いましたように、車でドライブするの、走るの好きですから、全国車で一周してきて、温泉地のところいろいろ回ってきています。

野沢なんかに行ったら、あんな山の中で自由に入れるお風呂があるんですよ。2つ3つと。野沢温泉なんか。それはスキーの好きな方は行っておられて、分かっていると思いますが。だから、そういうふうにして無料で開放しているところもある。多くのところは、やっぱり町民であれば非常に安い値段で、半額というのが圧倒的に多かったですね。だから、そういうところでの対応の仕方があるんですよ。だから、別に民営圧迫ではないですよ。

だから、民営行ったとしても、町民が安い金額で入れるようにしたらいいわけです。そのためには、チケットを活用するか、自分のそういうやつの、役場でもらってきたやつを見せて、それでパスを、通れるかということも検討していけばええわけですから、何もそれをするだけで、だから、民間で行けるとか、それは旅館とか、ああいうところは金額が非常に高いですから、それで半額いうたら、町のほうの運営も、財政も大変になってくるかもしれませんが、僅かそこらのところで入れてるか、どこですか、一の滝でも600円ですよ。丹敷の湯600円と。

ゆりの山は400円ですよ。仮にそういうところを半額にしたとしても僅か200円ですよ。それでどんだけの予算食いますか。財政困りますか。

だから、僕はそういうところに、高いところにあれまでせえとは言っていないんです。民間の人たちが安心して入れる場所のところは、やっぱり安くして、入浴をできるようにしていくべきだということを言うているんですが、それはやっぱりほんまに無理なんじゃないかな。もう一度聞きます。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 民営になることで地域のコミュニティづくりの場という、そういうのが失われるんじゃないかと、そういったところも含めてなんですけれども、現在、御存じのとおり、プロポーザルの選定委員会を進めております。その中では、地域のにぎわいの場という、そういうところを創出、民間のほうでなったことで失われない、そういったところは配慮して進めておるところです。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） ちょっと予定外のところで発言しておりますので、ごめんね。けども、前にもこれ言ったですよ。椰は、あれ公営ですよ。だから、小さな町でもそれをやるわけですから、だから、町民は安心して僕は行けると思います。だから、それが私は、温泉で潤った町の町民に還元することだと思います。そうではないでしょうか。

だから、ぜひそういったことも含めて、今後ですよ、仮に公営で道の駅がやれなかったとしても、道の駅の丹敷の湯がやれなかったとしても、町民が安心して、温泉の町で潤ってきた町の益を受けるように、やっぱり行政としては取り組んでいただきたいというふうに重ねて思うわけです。ぜひそれは今後とも検討してください。無理だと言わずにね。ほんまに温泉で潤ってきた町ですから、それで町も繁栄してきたわけです、長い間。

それは歴史文化の、これも言いましたけども、歴史文化の町、そしてマグロの町、温泉の町ということで、ぜひそういう取組を今後しっかり考えていかなければ、僕は本当にこの町は、まあ言うたらね、やっぱり、衰退ではないけれども、よくない方向に行ってしまうと思います。ぜひそれは、繰り返し言いますが、ぜひ検討して、取り組んでいただきたいと思います。

○議長（加藤康高君） 福祉課長仲さん。

○福祉課長（仲 紀彦君） 今、温泉の公共的なサービスということでございます。福祉サイドになるんですけども、これは75歳以上の高齢者の経済負担を軽減ということで、そしてまた福祉の向上を図る目的ということで、御存じのとおり、入浴券、町民全員を対象にしております。そういった取組もしておりますので、それもちよっと申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） これも私、前のときに言いましたが、未就学の子供やったら無料にするとかいうように、やっぱり幅広く考えて手を打つことが、75歳以上の方で、バスで移動しなが

ら、ほかのところへ、近いところであればいいですけどね。やっぱりそのためには、例えば丹敷の湯をそのまま継続していくのであれば、勝浦から那智駅まで、移動する町営バスの中にこのコースを入れるとかいうことも含めて、いろいろ考えながら、僕は取り組んでいけばいいことだと思うんですよ。

だから、そういう意味で、子供さんの分を無料にしたら、例えば、それを連れていくお母さんはそのほうがあれやから、一緒に連れていきますよ。だから、入浴者数も増えてきますよ。そういうことを考えながら、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうに常々言うてるわけです。ぜひお願いします。

私、これも前に言ったんですが、道の駅の問題は農林水産課だけの問題ではないと思います。店も出しているわけですから、商工や観光を考えていくことと、そして農林水産課、それで商工観光がありますから観光企画課、この連携が必要だと思いますし、これも前から言っていますが、観光企画課の仕事として考える向きもあると思います。ぜひ多角的な観点でこの道の駅の問題を考えてもらえるように、そうしていきたいと思います。

最後にですが、直売所のほうでこの間、総務経済常任委員会で、質問やったかな、直売所に卸しに来ている方にアンケートを取っているということも言われてましたので、できたらその資料ですね、具体的にどういう声で聞いて、どういう形で声が返ってきたというような資料の提出をぜひお願いしたい。これは議長のほうを通してぜひお願いしたいと思いますが、検討よろしくをお願いします。ということで、資料のほうで、もし答えてもらえるのであれば、よろしくをお願いします。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 直売所の出品者の方々に対しましてアンケートを行いました。

11月1日から30日の間でさせていただいております。そちらのアンケート結果につきましては、集計ちょっと時間いただきますけれども、でき次第報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） ぜひお願いいたします。直売所に卸されている、農業に携わっている方は多分いろんな意見を持っていると思いますので、ぜひそれを謙虚に聞いてあげて、取り上げていていただきたいなと思います。

私、一般質問、多分1時間半ぐらいかかりよったのに、今日は15分早く終わりましたので、これをもって私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開14時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時15分 休憩

14時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加藤康高君） 再開します。

次に、7番曾根議員の一般質問を許可します。

7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） それでは、私の一般質問を始めさせていただきます。

まず最初の質問です。勝浦地方卸売市場周辺の整備です。

現在、築地地区で計画されている街なみづくりの事業ありますね。駅前のロータリーの安全性を高めるということと、駅前本通りやいざかた通り、あと港のエリア、ここらを整備して、観光客が周遊しやすい環境を整えるという計画が進んでおります。これはもう本当に歓迎するところなんですが、これをさらに、このエリアをもう一步といいますか、もう少し広げて、勝浦地方卸売市場の周辺まで広げていくことを提案したいと思います。

まず、築地の避難タワーが間もなく完成します。その隣に旧魚商の冷蔵庫が存在しております。大変もう老朽化されていて、非常に景観を損ねるような状態で、このまま放置されると、コンクリートの落下等、危険性もあるのではないかとことを危惧しておりますが、ここを魚商さんと話し合って何とかしていかないと、駅前から築地地区の街なみづくりが完成したことにならないと考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 観光企画課の立場でお答えさせていただきます。

現在、議員おっしゃってますように、駅前を中心とした街なみ、エリアの整備を行っているところでございます。今のエリアの範囲としましては、ちょうど築地避難タワーのところまでがエリアになっておりますので、おっしゃっているとおり、旧魚商の冷凍庫のエリアは入っていない状況でございます。しかし、老朽化が進んで、景観が損なわれるところでありますので、引き続き農林水産課と情報を密にしながら、今後の検討については共同で取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） ちなみに、確認のため、勝浦漁協エリアには2つの旧冷蔵庫が存在していますが、それぞれの現在の所有者はどこになりますか。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 2つの冷蔵庫の所有者ですけれども、旧魚商組合の冷蔵施設の所有者につきましては、勝浦魚商協同組合でございます。また、市場側の旧冷凍冷蔵施設の所有者につきましては、那智勝浦町となっております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） 魚商さんの冷蔵庫は魚商さんのものということで、それで、製氷施設の奥にある、昔、魚冷って言ってた大きな冷蔵庫ですね、あそこが町のものなんですね。

ずっと以前なんですけれども、漁協の再建が議論されたときには、あの大きな冷蔵庫をもし町

が取得すると、非常に解体等に莫大な費用が後でかかって、荷物になるので、あそこはできるだけ町は受け取らないというような意向だったんですが、実際にはもう受け取って、町のものになってるんですね。それよりはるかに小さな魚商さんの冷蔵庫は譲渡を受けずに、そのまま持っているということなんですが、その辺の昔のいきさつ、知ってるのは副町長かと思うんですが、その辺もしお話しただけたらお願いします。

○議長（加藤康高君） 副町長瀧本さん。

○副町長（瀧本雄之君） 御指名でございますので、勝浦市場といたしまして、勝浦漁協があそこの奥に2つ大きな冷蔵庫を持っておりまして、魚商さんは今のところにありました。お互いに冷凍・製氷事業を行っておりました。今、議員ありましたように、勝浦漁業協同組合は負債の返済に追われておりまして、冷蔵庫部門が成績がよくないということで、魚商さんのほうは黒字だったんですが、それを2つも要らないであろうということで、お互いに1つにして、今建てている冷蔵庫になりますけども、製氷もお互いの、漁協、魚商両方の、町との建物として活用していこうという話で来ております。

その間、私おりました15年ほど前になりますが、そのときも魚商さんの冷蔵庫を町に寄附していただいたら、町は跡地利用等を考えて、補助金をもらいながら解体もできるよというお話もさせていただきましたし、魚商さんが自前で冷蔵庫を壊していただいたら、その土地は町で買い取らせていただきますという話もさせていただいたまでは私、在籍しておりましたけども、それ以降、今のような形になった間のいきさつは、私、担当を外れておりますので、その間のいきさつについてはちょっと存じ上げません。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） 実は今回この質問をするに当たって、魚商さんの冷蔵庫ということで、人様の財産のことをとやかく言うわけなんで、魚商の組合長さんにもちょっと了解を取った上で質問なんですが、やはり昔の過去のいきさつを聞くと、それぞれやっぱり言い分があるんですね。やはり町が大きな魚冷を引き取ってということもあるんで、やっぱり魚商さんの冷蔵庫も何らかの形で引き取ったらよかったのではないかと、今思えば思うんですが、過去のことはもう言ってもしょうがないんですが、そういうことで、それぞれ町にも魚商組合にも言い分はあると思うんですが、やはり町の観光の発展を特に考えた場合には、やはり今のあそこの冷蔵庫があままで置いてあるのは非常によくはないですね。動物や鳥の隠れ家のようにもなっている状態ですね。

今、勝浦漁港周辺の美化の推進ということもやっていますね。だから、そういう中であそこがあんまり放置されるということは非常によろしくないと思いますので、お互い話し合って、よい解決策を見いだしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 当該冷蔵施設につきましては、老朽化により、安全面、景観面での課題があるということは承知しておりますが、施設の所有関係や費用負担の在り方など、慎重な整理が必要な案件と認識しております。農林水産課といたしましては、町全体としての検

討に必要な情報整理であったり、調整であったり、そちらに努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） 今、農水課長が答弁していただいたんですが、これはどちらかというところまちづくりに関することなんで、それと財産、場合によったら財産の取得ということなんで、観光企画課や総務課の範囲になってくるのかなと。当然、大きな案件なんで、トップの判断ということなんですが、話し合いを始めるということではできないのでしょうか。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 以前に魚商とは話し合いしたことがございます。そのときには、解体費用の話し合いをしておるところで終わっておりまして、そちらからは再度見積りを取り直すというところは至っていないんですけども、引き続きそういった場を、話し合いということは進めていくべきかなと思います。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） あそこを取得するとしたら、現在建っている建物をどういう方法で解体するか、その費用の捻出ですね、そこが一番ネックで、当然、町が全て丸抱えでやったらいいというふうには思ってません。その辺を何とか話し合いをしていただきたいので、仮にまた近い将来、そういう要望があったら、話し合いを始めていただきたいと思います。

そして、次に、仮に解体して取得するのか、取得して解体するのか、両方、二通りあると思いますが、できるとした場合、その跡地の利用方法ですね。考えられるのは、解体してそのままにしても、駐車場ですとかイベントの広場ということで、解体するだけでも十分とは言えるんですが、できたら観光客を町なかに、だから、那智山を訪れた観光客を勝浦の町なかへ呼び込む周遊ですね。そして、勝浦のまちに来られたら、なるべく時間を費やしてもらおう。食事を取ったりという滞留ですね。お金を落としていただけることが可能な、魅力ある施設の建設ができれば望ましいと思います。

私のこれも拙い案なんですが、やはり市場の前にあるということなんで、今、町が力を入れている生まぐろの魅力を知らせ、環境に優しい漁法、はえ縄漁の紹介をする施設ですとか、最近あんまりSDGsって言わなくなりましたが、水産資源や海の環境を守ることを啓発できるような、学べる施設というんですかね。だから、観光客の方が訪れて、ちょっと勉強できたよって思っただけのような、そんな施設ができれば望ましいのかなと思いますが、そういう意見なんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 仮に解体できる場合ということで、そういった施設があればということでございますけれども、確かにそういうことはすばらしいことだと思いますが、仮のお話になりますので、まずは既存の魚市場の展望スペース、あちらの活用を進めていくということが先であると認識しております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 7 番曾根議員。

○7 番（曾根和仁君） あの展望スペースって、T S U N A G O O D というところですね。あれは町の施設ですか。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 建物は県で、管理は町になっております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 7 番曾根議員。

○7 番（曾根和仁君） 展示物等も町なんですかね。民間の方がボランティアのような形で町にも助けてもらいながらやったと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） おっしゃるとおり、民間の方にやっていただいた現状がございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 7 番曾根議員。

○7 番（曾根和仁君） そうですよ。たしか元町議の山縣さんを中心に整備していただいたと思うんですが、確かにあそこも市場が上からのぞけて、よい施設なんです。何分狭いので、展示スペースが狭いので、十分に情報を伝え切れないように思います。そして、なかなかあのスペースがあるというのが分かりにくくて、結局、市場に魚が並んでるようなときですとか、でしたらあそこに足を運ぶ人があるかもしれんけど、例えば土曜日、市場が休みの日だとか、魚がもう並んでないような時間帯だと、あそこを訪れる人がないので、なかなかあそこ立ち寄らないんですね。

だから、そういう民間さんがせっかく一生懸命造ってもらった施設なんです。やっぱり小さいし、なかなかあそこにあるのが分かりにくいので、できれば町がそういうマグロミュージアムみたいなものを造ったらいいのではないかなと。パネル展示を主にしたら、箱だけ造ったらいいだけなんでね。展示したらいいんで、そんなにお金かからないと思うんですよ。静岡県の焼津には焼津漁業資料館ですとか、塩竈市でしたらおさかなミュージアム *s e r i - m i r u* とかね。やっぱり漁港に隣接してそういう資料館的なものを併設しているようなところもありますので、そんなところも参考にさせていただけないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 御提案いただきましたような施設の活用、そちらのほうを検討してまいりたいと思います。

○議長（加藤康高君） 7 番曾根議員。

○7 番（曾根和仁君） これが実際、取得して解体できればの話なんで、そういうやはり夢を持つといていただきたいんですが、なぜこの跡地利用にこだわるかといいますと、やはりあそこをもし解体して取得するとなると、相当なお金がかかるわけですね。それ、じゃあ実際、町民の

理解、あと議会の理解が得られるかというときに、やはり跡地利用でこういうすばらしい施設ができますよ、観光客が増えますよと自信持って言えないと、なかなかそれができないと思うんですね。理解得られないと思うので、だから、そういう案を、腹案で結構なんで、持っておいていただければ、もしそういう魚商組合さんと話がうまいことまとまるようなことがあったら、すぐにそういう行動に移せるということなんで、検討したいという答弁だったんで、期待をいたします。

それと、これは観光振興に関するハードの整備事業なんで、観光機構さんの部会等でもまたそういう話も提案していただけたらと思います。観光機構の松下理事長は生まぐろのさらなるブランド化が不可欠だと述べられていますし、私も、前々回でしたかね、予算審議のときに、ふるさと納税で、やはり串本の近大マグロに比べて勝浦の生まぐろが負けてるんでね。何とか生まぐろの知名度を上げたいんで、何とか生まぐろのPRができるような施設になるスペースをもう少し市場の周辺に欲しいと思ってるんですが、生まぐろをPRするためにも、やはりそういう施設整備が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 生まぐろのさらなるブランド化というところですけども、そちらのほうは、今年度に入りまして、どういった基準を設けてするのがいいのかというところで、一度関係者で集まって協議を進めているところでございます。第2回目は今年度まだ未定なんですけども、引き続きこれに関しては続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） 生まぐろについては、やはり魚によって本当に、言葉は悪いが、当たり外れがあって、なかなかこの認証制度まで持っていくのは難しいということが現実だそうですが、生まぐろの認証制度まではいかなくても、とにかく生まぐろをもう少しメジャーにしたい。一般の人は生まぐろいうても分からない。冷凍マグロも生まぐろの一つだと思ってるんですよね。だから、煮たり焼いたりしてなかったら生まぐろって勘違いしている人もいますので、そうじゃなくて、はえ縄漁で取った生まぐろというのを何とかPRしていただきたいんですけど、とにかく魚商さんの冷蔵庫の整備は、観光が今こうして好調なんで、あえてこの今、好調なときに、そして今、役場の建設というのが今後本格化してきますけど、その陰に隠れて忘れてしまわないように、本当に並行して進めていっていただきたい、話合いを始めていただきたいと思います。そうしないと、現状のまま放置されますと、最初に申し上げたとおり、仮に事故が起きるようなことがあったら、本当に後悔しますので、そういうことにならないように、本当にお願いします。1番目の質問は以上です。

そして、次の地域の農業を支える法人組織の設立について質問します。

地域を回って、特に太田ですとか下里地域を回りますと、非常にここ数年、休耕田が増えてきているような印象を持ちます。また、農業に従事している方も非常に高齢化しています。誰々さんがもうリタイアしたとか、誰々さんもとか、そういう話も聞かれる中、実際、近年の

農業従事者の人口の減少ですとか、休耕地、耕作放棄地の増加というのが、農業センサス等どのように把握できてるのでしょうか。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 5年ごとの農林業センサスになるんですが、2025年版はまだ公表されていませんので、2015年と2020年の比較になりますけれども、5年間で14ヘクタール減少しております。あと、経営体数で申しますと、112あったのが76に減少しております。以上でございます。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） あと、面積は分かりますかね。耕作面積ですね。これ農業センサスで分かる面積と、実際に巡回して分かる面積と、ちょっと差があると思うんですが、もし両方分かったらなんですけども、実際どれぐらい現在、面積が減ったかという、分かりますか。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 2015年の面積は67ヘクタールで、2020年が53ヘクタール、差引き14ヘクタールの減少をしております。以上でございます。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） これ農業センサスの統計データなんで、正確かどうか、実際よりもかなり少ないんじゃないかという、ちょっとそんな感じもするんですが、でも、5年間で14ヘクタール減ってるというのが大きいですよ。

その対策について、長期総合計画等で対策を立てているかということと、成果が上がっているかということをお尋ねします。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 長期総合計画の中で、農業の担い手の育成に関する施策といたしまして、新規就農者の確保と支援、地産地消、食育の観点から、旅館米、学校給食米補助を行っております。これらにより、作付面積が減少する中、耕作放棄地を活用することで、減少を食い止めるものとなっております。

あと、KPI評価ですけども、新規就農者部分になりますけれども、こちらのほうは新規就農者3名となっております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） 私も今、この長計のページを開いてるんですが、どちらかといえば、今までは野菜栽培ですね。ハウスイチゴですとか、そういうところに力を入れて、そういうところの後継者育成、要は一番収益の上がる場所に力を入れて、その後継者を増やすということでやってました。一定程度効果が上がってると思いますが、ここで上がってないことなんですけども、比較的規模の大きい稲作農家、これの後継者対策というのが多分今までも考えられてないし、今できてないですね。

私もIターンということ、農業をやりたくてIターンで来たんですが、色川にIターンで来る方というのは、小規模の自給的な農業をやりたいということなんで、極端に言ったら、くわ1本、鎌1丁でもできるんですけど、太田で新たに新規就農という場合に、高価な農業機械ですとか、あと農地の貸借の円滑化、農地もつい口約束で貸してくれませんから、そういう広い農地なんで、そういう部分、あとは用水路の維持管理、これがかなり大変で、太田や下里地区には江戸時代に造られた由緒ある水路がありますけど、これの維持管理というのは結構大変なんです。あとは営農指導ですね。やっぱり大きな稲作ということで、やっぱり指導ですね。我流ではできません。

あとは生産物の販路、米は今、爆発的に値段が上がってきたんで、販路、今は困らないと思いますが、それまでだったらなかなか作っても高値で売れないということで、旅館米とか、そういう補助をしていただいたんですが、そういう生産物の販路の確保という、こういうことも視野に入れて考えないといけないので、そういう今後、今までの長計には載ってなかった太田や下里の規模の大きい稲作農家の後継者をどうするかというのを考えていかないといけないと思うんですが、その場合に、農業経営の法人化ですね。やっぱり個人ではなかなかできないということで、農業経営の法人化が一つの解決手段と考えてます。その場合には、町が自ら農業公社を設立する、もしくは、民間に農業法人を設立してもらって、その支援をするという、そんな二通りがあると思いますが、そういうことも急ぎ視野に入れていかなければいけないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 今後、高齢化も進みます。労働力の減少、農業生産の低下というところの中でどういった施策をしていくかというところで、今おっしゃっていただいた農業経営の法人化であるとか、こちらにつきましては、やはり行政主体では難しいように思われます。官と民が連携した場合がありますとか、民間主導で成功した事例等ございますので、そういった例を研究させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） いろんな方法があるんですが、実際、この辺の紀伊半島の近辺ではなかなか農業公社、熊野市が何かつくってるように聞いたんですが、何かすごい盛んだというふうには聞いてないですね。だから、実際、稲作を中心に農業公社が運営してる場所というのは、もうこの辺ではあまりないですね。

まねをする場合には、もう本当に米どころの大きな、例えば新潟県だとか、そういうところはとてもまねできないし、多分、性格が全く違うと思いますので、本町と同じ小規模の自治体で、中山間地で農業公社を運営している自治体がないか。これネットで調べてもなかなか出てこなくて、唯一出てきたのが、高知県なんですけど、本山町農業公社という、平成6年にできてるんですが、資本金が1,000万円で、町が900万円、J Aが100万円、理事が9名、常勤が1名、正職員が8名、臨時が3名ということで、作業受託ということで、実際に稲作の全てをや

るんじゃないくて、田植だけを請け負うとか、稲刈りですね、コンバイン、収穫だけを請け負うだとか、作業受託と、直接耕作、全て耕作してるのは水田8ヘクタールということで、あと農産物加工等にも従事してると。牛すじ煮込みだとか、弁当、おむすびも作ってるというようなことですね。

これ本当は視察、見に行きたいんですけども、遠いんでね、ちょっと行けないんですけど、いつか見に行きたいなと思うんですが、そういう事例を研究をしていただきたいんですが、先日、町の農産物品評会のときに、JAのかつての理事長だったかな、役員をやった方にお会いして、みくまの農協さんから、広域合併してしまったんで、ちょっと遠い存在になってしまって、なかなか応援してもらえないでしょうねって聞いていたら、反対の言葉が返ってきました。JA大きくなったんですけど、紀北のほうは農業が盛んなんで、やっぱりやる気のある農家なり団体には積極的に支援しますよということで、逆に励まされました。

だから、もし町がそういう公社をつくるとか、民間がそういう法人を立ち上げるんだったら、いろんなメニューがあって、スマート農業だとか、そういう今、国が進めているメニューに合致するようなものがあつたら積極的に支援するという力強い言葉も聞いたんで、だから、その場合にはJAだとか県の農業部門にも相談をしていただけたらと。いい何か話が聞けるのではないかと思います。

それと、ちょっと今度は話が飛躍しますが、先ほどの面積ですね、水田の面積、冒頭聞きましたけど、本町にある農地で1万3,000人の人口の全ての米を賄えるでしょうか。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 町内の、2020センサスの、先ほど申しました耕作面積53ヘクタール、こちらでは、1世帯2人と仮定してですけれども、32キロの米が行き渡ることになります。和歌山県の1世帯の年平均の消費量ですけども、こちらは57キロでございます。したがって、57キロ分の米を生産するには、割り戻したら94ヘクタールというふうな計算になりまして、残り41ヘクタール、さらなる作付が必要となっております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） 私は当初、太田や下里の農地をフルに活用したら、本町の皆さんのお米が賄えるのかなと思ってたんですが、予想外の結果ですね。

ただ、実際にこの農業センサスという面積よりももっと実際に耕作している農地は多いんじゃないか。自給的な、自家用で作っている農家とか、多分、登記に漏れてる可能性あるんで、もうちょっと多いのかなと思いますが、それでもかなり足りないですね。

ですけど、何とか太田や下里地区の農地、それ以外にも色川や高津気だとか、中山間地の農地もありますけど、特に太田や下里地区の農業生産者にはとにかく頑張っていたいただきたいんですね。やはり農村地区が元気だったら、仮に、こんなことはないほうがいいんですが、沿岸部が災害を受けても助け合いができるという、太田是那智勝浦町の備蓄倉庫というふうに、そういうことを言った方もありますけども、そのような存在なんで、ぜひお米を自給自足する町と

かいう、そういう楽しいキャッチフレーズをつくって、何とか稲作農家の意欲を高めて、頑張るぞという気持ちにさせてあげてほしいんですね。

だから、お米券じゃなくて、直接お米を配るというのも面白いし、実際にそうやってる町もあるということなんで、だから、農業法人、仮に町がつくるにしても、民間がつくるにしても、お米だけではやはり採算が取れないと思いますので、給食用の野菜を作る、ジャガイモのような簡単にできる野菜を作るですとか、ホテル、旅館への食材の提供、文字どおりの地産地消ですね。それとか、漬物等の加工も行う6次産業化まで行えば、十分私は採算性があると思います。

農林水産業でも、水産は特に自然任せなんですけど、農業については、努力次第で何とでもなるというのが私の思いなんで、やっぱり農業は攻めの姿勢が必要で、やっぱり農業が盛んになれば鳥獣害も減っていくという気持ちで頑張っていたきたいと思います。

以上で2番目は終わりました、3番目の続・「懸泉堂」の保全と利活用という質問に移ります。

これは前回の一般質問で懸泉堂について質問したんですが、せっかく最後、教育長にすばらしい答弁をいただいて、全くそれに対する返しができていなかったということもあって、再考した結果、もう一回質問させていただくことにしました。

また、前のときすぐに答えなくてよかったなと思って、よくよく考えたら、前回の私の質問、あまりよくなかったなというところがありました。なぜかという、やっぱり懸泉堂を早く何とかしてほしいという思いがあったんで、手っ取り早い方法で、コンサルさんですね、今、デジタルノマドのことで来られているコンサルさんにノウハウを提供してもらって、何とかしたらというふうに言いました。

ただ、そうした場合は、多分その利活用は、カフェだとか民泊だとか、デジタルノマドの拠点とか、そういった利活用になってしまうと思うので、そうなってしまうとあまり地域の方の思いとはかけ離れた施設としてよみがえるという、それはどうかなって思ったんで、教育長の最後の言葉を聞いて、非常によかったんですね。

具体的に言いますと、懸泉堂の塾則というのがあってですね。私も知らなかったんですが、「貴賤貧富親疎之差別を論ぜず」ということですね。貧しい人も富める人も、親しい人も疎遠な人も選ばずに子供たちを集めて教育したという、それが江戸時代から連綿として教育を行ってきた施設ということですね。今の建物は大正だとか、それぐらいのもなんですけど、懸泉堂はもっと、江戸時代からずっと連綿と続いてきた、そういう施設だということですね。

だから、一般にあそこが佐藤春夫の実家じゃないから、そんな価値がないという方もおられますけど、むしろ佐藤春夫の父親の生家だとか、そういう意味で逆に、佐藤春夫が、ああいう文豪が突然変異で突然現れたんじゃないかって、やっぱりそういう背景があって佐藤春夫が現れた。ああいう塾がずっと連綿と続いてたというのは、やはり太田川の河口のああいう高芝地区の繁栄とか、そういう、どんどん広がっていくわけですね、理解が。そういう施設であるという、そういうことに我々が敬意を表しななければならないというふうに教育長が述べられたので、本

当にそのとおりだと思いますね。

やっぱり郷土の歴史から我々が何を学ぶかということ、やっぱり先人への敬意ということに尽きると思うんですね。我々の地域は、今は非常に発展してますけど、これは一直線に発展したんじゃないんで、いろんな浮き沈みがあって、自然災害なり、戦争なり、それを苦難を乗り越えて今があるという、そういう中で奇跡的に残ってるのが今の文化財ということなんで、そういうのを敬意を表して守っていくということですね。

一つの事例なんですけど、色川に地域おこし協力隊というのが赴任すると、まず、これ仕事させないんです、最初は。させないと言ったらおかしいんですけど、まずは地域の自然とか文化と歴史を学んできなさいって言って、お年寄りのところに行って話を聞きなさいということをして、それが済んでから具体的な活動に入る。最近、そのお話を聞くお年寄りが亡くなって、いなくなったのが一番困るんですけど、まずは地域の自然や文化、歴史を学んでから、それから地域の振興を考えろということをやってるんですけど、そういう意味では、まさにそのとおりかなと思いました。

それで、そこまでは非常にいい話なんですけど、ちょっと厳しいことを質問させていただきたいんですが、前回は質問させていただいたんですが、懸泉堂の寄贈を受けたのが去年の2月になるんですね。だから、このままだと、近々もう2年間になってくるんですね。だから、2年間ほとんど動きがないということで、もう一回、今回質問させていただきたいんですが、懸泉堂担当という、専属の担当というのを置いてないんですか。

○議長（加藤康高君） 教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） 懸泉堂担当の職員ということでございます。令和6年度につきまして、文化財担当業務として学芸員1名配属されておりましたので、そちらの職員中心に進めておりました。しかしながら、今年6月末で学芸員のほうが都合により退職となりまして、現在、教育委員会では全体数でも1名減の状態となっております。一般的な文化財業務につきましては、一般職員が兼務で対応しておるところでございますが、懸泉堂につきましては、生涯学習課長と私の管理職で対応しているのが現状でございます。

以上です。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） だから、これが非常に驚くべき内容で、管理職が、教育次長や生涯学習課長がじきじきに担当というのはちょっとあり得ないですね。ほかに多忙なんで、だから、それでは本当に事業が進まないんで、やっぱり専任の担当、少なくともベテラン、もしくは中堅の職員と若手の職員の2人1組ぐらいでやっぱり担当を置かないと、これ絶対動いていかないんですね。

あと、今、お話があったように、学芸員が退職したということを言いましたけど、懸泉堂については、建物なんで、特にそんなに難しい、登録有形文化財を目指してるわけなんで、そんなに、指定文化財でもないんですよ。あと、考古学の埋蔵文化財だったら、学芸員をもって、発掘ができるような学芸員がいないとこれは無理な話なんですけど、懸泉堂については、別に

学芸員がいなくてもできると思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○議長（加藤康高君） 教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） お答えさせていただきます。

登録有形文化財の申請に関しまして、やはり改修に関してどのようなものをしていくかという中で、やはり文化財の要件とか、そういったところも中心になってきますので、そういったところでは学芸員の専門的知識が要るかなと思います。と同時に、逆に学芸員以外のところでも、建物の改修というところに関しては、逆に建物の改修に詳しい知識というのが必要になってくるかと思えます。

以上です。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） 登録有形文化財という性格なんですけど、これは指定文化財よりももっと緩やかな制度で、だから、住宅だったらそこに住みながら、あとは、何かそこで商売をしながらだとか、そのまま文化財として指定を受けるとのことなんで、そんなに専門的な知識が本当に要るのかなと。

要は、必要に応じて県の文化財の担当にアドバイスを受けたらいいわけであって、むしろ必要なのは利活用計画というのを早くつくることなんで、あんまり、逆に若い学芸員さんよりは、ある程度中堅クラスの、そういう整備計画とか利活用の計画を立てるわけだから、そういう人が担当したほうがいいと思うんですね。だから、学芸員の免許を持ってなくても、大学でちょっと歴史をかじったような人というのは役場に何人かいますよね。偉そうなことって言われるけど、私もそうなんで、極端なことを言うと、私でもできるって思いますよ。計画をつくるんだったらね。だから、これやる気がないのかなという。教育委員会に人が足らんのかと思ったら、町長にこういう状況なんで何とかしてほしいよという、そういう要望を出さないと、本当に進んでいかないんですね。

だから、今年度というのはほぼちょっと、今年度にこの事業が動くのはちょっと絶望的なんだけど、本当は新年から、できたら新年度から懸泉堂担当というのをしっかり置いて、事業化に向けて進めていっていただきたいと思います。

あと、そして、登録有形文化財の指定を受けるための動き、アクションは起こしてるんでしょうか。

○議長（加藤康高君） 教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） こちらに関しましては、昨年の時点で県の文化遺産課の担当の方に現地のほうで御確認いただいています。その中で、現地の施設を見ていただく中で、文化財登録をするか、先に修繕をするかという話になりまして、県の方の助言では、先に修繕をしてから、それから登録が望ましいと、そういった助言のほうをいただいております。

以上です。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） 県からそういう指導を受けているんだったら、なおさら修繕を急がないと

いけないんですけど、場合によったら、とにかく先に登録を受けるほうがいいのではないかなと。だから、利活用でまたいろいろ触るわけですよ。結局、二度手間になりますよね。だから、一旦仮に修繕して、登録を受けて、また利活用でいろんなところを直すと、2回触ることになるんで、1回、だから、まずは今の状態で登録を受ける。

登録有形文化財も申請したらすぐ登録になるかというものではなくて、文化庁が来て調査するんですね。その上で認めてくれるので、だから、それも時間がかかるんで、まずは登録に向けて動いたほうがいいのではないかという、これ県の文化財の方のほうが専門家なんですけども、私はそうではないのかなと思いますが、その辺も検討材料に加えてください。

あまり厳しいことばかりちょっとと言うとあれなんですけど、教育長が前回言われた懸泉堂というのが、そういう「貴賤貧富親疎之差別を論ぜず」、子供を教育した施設というので、もういっそのこと、当然、地元の方との協議が必要なんですけど、むしろ、教育施設だったんで、教育施設として利活用できたら、逆に懸泉堂の本来の趣旨にかなうのかなと思います。

例えばフリースクールのような不登校の子供たちが集う場ですね。今、教育委員会でも適応指導教室とかやっていますけど、そういう子供たちが集う場ですとか、それか、思い切って学習塾、ハイレベルの勉強を教える学習塾でも面白いんだけど、とにかくそういう人が育つ場にしたら、ある意味、お金をかけても惜しくない施設。実際、これ過疎計画にも上がっていますので、過疎債も使えるし、空き家の改修の補助金も取れるんで、実際、持ち出しは非常に少ないですね。それと、城本議員にも聞いたら、地域からは学童として利用したらという、そんな意見も上がっているということなんで、むしろ利活用は教育委員会が主導して、そういう教育施設として利用するというような、そういう利活用計画をつくって、改修に関するプロポーザルを行うとかね。そうやって進めていくのが一つの方法かなと思っていますので、一つ参考にしてください。

とにかく高芝地区には懸泉堂と並んでもう1個、峨洋楼って、今、老人憩の家になっていますけど、2つが主軸、双壁であって、御存じのとおり、峨洋楼にあったマキの木ですね、大きなマキの木というのは一千数百万円で売られていったんですね。多分、中国の富裕層が買っていたと思うけど、僕はあれは残念というか、懸泉堂の身代わりになったのかなって思うんですけど、やっぱりそれだけのお金をとにかく修繕費に使ってやってほしいなと思います。

それと、もう一つ文化財に関してのことで、下里古墳について質問します。下里古墳なんですけど、現状、草刈り等をして、おおむねきれいに整備されていますが、今後の整備について、今以上の整備を考えているのかをお尋ねします。以前、下崎教育長の頃だったと思うけど、下里古墳の整備計画というのがつくられて、ある程度までやったんですけど、それがもう全て達成されたら、これで終了したって考えているのか、まだ未達成の部分があるので、もう少し整備を加えたいと考えているのか、その辺お尋ねします。

○議長（加藤康高君） 教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） お答えさせていただきます。

下里古墳整備計画、かつて古墳の周りの私有地等の買上げ等に始まりまして、あとは標識標

示とか、あと駐車場とか、そういったところのものが書かれてたとは思いますが、現在、民有地のほうは買い上げて町有地のほうにさせていただいておまして、駐車場に關しましては、民有地のほうの御協力をいただいて、借り上げているところでございます。

あと、標識等の掲示もあるんですけども、今現在、下里古墳の第2次、第3次調査、こちらのほう、報告書の作成のほう、今、専門機関のほうへお願いしているところでございますので、いま一度そちらのほうの完成をもちまして、年月も過ぎてますので、また時代に応じた整備というところを、文化財審議会のほうとかでも御意見賜りながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） 下里古墳の整備計画には、そこからさらに進んで古墳の復元ということも視野に、公園化ということで、トイレ等もということになってたところですが、なかなかトイレの整備までは難しいと思いますが、古墳の復元というのは非常に夢がある話で、お金も非常にかかるんですけど、これも本気でやろうとしたら、国の、文化庁の助成とかもあるんですよ。

今後、報告書をまとめていただけると思うんですが、それはそれで今までの発掘の調査の一つの結論を出すということでもいいんですが、仮に、今、前方後円墳ということだけ、前方部が畑にされたり、建物が建ってたり、神社が建ってたんですかね、昔。削られてしまってるんで、前方後円墳というイメージがつかめないんで、前方部だけでも復元ができないかなということを考えてます。その際には、もう一度どこかの県の埋文センターかどこかの大学にお願いして、もう一回発掘調査をしていただいて、当時はこういう状態だったろうという線で復元ができれば、非常に面白いと思うんですか、夢のある話ということで、余裕があったらなんですけど、そういうのも視野に入れていただきたいと思っております。

ただ、どうしてもそれができないんだったら、看板で、当時はこういう古墳姿だったろうというイメージ図でもいいんで、だから、当時は全部古墳が、今は草だらけなんだけど、ふき石で覆われて、多分海から見たら白く光って見えたとするんですね。だから、全然イメージが今と違うんで、そういう復元図だけでも立てたら、子供たちが見て勉強になると思っております。

そういう意味で、全国に古墳を復元している事例というのは結構あって、時間あれなんで、1個だけ、たくさん用意してきたんだけど一つだけ、大きいのだったら、100メートルを超える古墳の復元したのは大体10年かかります。それぐらいの大きな古墳の復元はとてまねできないんで、名古屋市の瀬戸に近いほうなんですけど、志段味古墳群というのがあって、志段味大塚古墳、51メートルぐらいなんです。下里古墳は40メートルなんです。二回りぐらい大きいんですかね。どちらも前方後円墳で、国の指定史跡になっています。ここは歴史の里しだみ古墳群って、古墳がいっぱい集中しているということで、和歌山の紀伊風土記の丘のように公園になってるんです。子供たちが遊ぶようなことになって、月に1回ワークショップも開かれて、土器作りだとか、勾玉作りだとか、そういうのをやってるんです。志段味大塚古墳というのは復元してあるんですよ。だから、そこを見てもらったら、古墳を復元したらこんなイメージというのは分かるんです。

実は最近、色川にIターンした方で、月に1回ワークショップやってる、その事業を名古屋市から業務委託を受けてやってる方がいらっしゃって、今でもそこ通われてるんですけど、今でもその仕事を続けてるんですけど、その方に聞いたら、この古墳どんなのかというのが分かりますので、一回見に行っていたら、イメージがつかめるのではないかなと思います。

それと、今、下里古墳は自由に立入りはできるんですか。墳丘の上に乗っても大丈夫なんですか。

○議長（加藤康高君） 教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） 特に制限はかけていません。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） それは非常によかったです。古墳だけ、別に墳丘の上に乗って、やっぱり体感してもらうのがいいんで、入場を制限しないほうがいいと思ったんで、していないということなんで、よかったです。以上で懸泉堂と下里古墳に関する質問を終わります。

最後の質問で、那智山振ヶ瀬川の復旧事業をとということで質問させていただきます。

振ヶ瀬川と言うてもなかなか皆さんイメージがつかめないと思いますが、振ヶ瀬橋と言うたら分かるのではないのでしょうか。那智参詣曼荼羅にも描かれている橋が架かっている由緒ある川で、振ヶ瀬橋を渡ると夫婦杉が見えてきて、まさに那智山の神域に入るということで、ちょうど世界遺産のバッファゾーンになってる、境界になってる川ですね。それがゆえに工事也非常に難しいんですけど、この川が、川といっても物すごい急流で、例えて言えばジェットコースターみたいな川です。

この川が、紀伊半島大水害、平成23年9月に小規模の土石流が発生しました。幸い犠牲者が出なかったため、国の直轄事業は導入されないで、町が災害復旧を行いました。これ6,000万円だとか7,000万円という、何回かに分けて大きな額が投入されたのを私も覚えてます。実はそれ以前の昭和63年9月にも集中豪雨で大きな被害が出て、そのときには砂防堰堤が建設されてます。ただ、その堰堤は今ほとんど埋まってしまってます。だから、そういう小さな川なんですけども、急流ということで、結構被害がこれまで起きている川なんです。

紀伊半島大水害を受けての復旧事業は一旦行われたんですが、再び平成30年に2回台風が直撃、21号と24号を受けて、再び護岸が大きく崩壊してしまいました。復旧工事でやったところがまた再度崩壊してしまったという感じですね。それを受けて、平成31年3月19日付で、那智山区と市野々区が連名で復旧を求める要望書を町に提出しています。それに対して町の回答が平成31年4月15日付で両地区宛てに出されていますが、そこに書いてあったのが、振ヶ瀬川の溪流保全を含めた砂防工事等の早期実現について和歌山県に進達いたしましたという、つい2行ぐらいの返答なんです。

その後、全く県の動きも町の動きもないので、令和5年6月9日に再度、那智山と市野々両区より同様の要望書を町に提出しています。それでも物足りないということで、令和6年と今年度、令和7年にも市野々区が単独で復旧事業の着手を要請しているんですが、以上の要望が出されたということについて事実確認したいんですが、相違ないでしょうか。

○議長（加藤康高君） 建設課長井道さん。

○建設課長（井道則也君） お答えします。

過去の要望書と、また地元への回答を確認いたしました。議員おっしゃるとおりで間違いがないということで、間違いございません。

以上です。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） じゃあ、県に進達した結果、県はというふうに答えたかというのが全然分からないんですね。令和5年と令和6年、今年度はまだ回答ないと思いますが、その辺の回答もちょっと分からないんですが、その辺、県がというふうに回答したかということと、結局、なぜ工事が開始されないのかというのが地元地区としては疑問で、町や県はその間どういう動きをしていたのか。地域の人はその辺分からないんで、町も県も放置しているというふうに勘ぐる人もいるんで、その辺、何かしら努力はしていただいたと思うんですが、県の回答と、その間の町や県の動きについてお尋ねします。

○議長（加藤康高君） 建設課長井道さん。

○建設課長（井道則也君） 和歌山県に要望書の進達はしておりますが、文書での返答というものはございません。そしてまた、令和5年及び令和6年に提出していただいている要望書に対しましての町から地元への回答としては、和歌山県の砂防事業として実施できないか要望したというふうにご回答しております。

そして、平成29年ぐらいから現地のほうは定期的に確認をしております。事業何とかならないかということで、いろいろお話うか、協議はしてるんですけども、まず一番のネックといえますか、工事をするに当たっては、どうしても工事の進入路というものが必要になりますので、先ほど議員おっしゃってたように、現場の近くに並走するように世界遺産熊野古道がありますし、なかなかその辺りで事業を採択をするに当たってなかなか進入路が難しいというところが一番大きな要因だったというふうに思っております。

以上です。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） 難工事が予想されるということですが、ただ、それだけではやっぱりできない理由にならないのではないかと思いますね。実際、現場を見て、どのように感じているか。我々は、なかなか道路沿いじゃないんで、ふだん行かないところなんです。実際に行ってみると、完全に護岸が崩壊して、護岸が川に落ち込んで、もしこれで土石流とか起こったら、護岸ごと下に押し流されてくるという、そういう危険性もある状態でずっと放置されているわけですね。

我々は、もし土石流が発生すると、民家、軒数は少ないんですけど、数軒の民家があります。そして県道ですね。那智山に上がる県道が通行不能になる。そして、市野々浄水場も場合によっては直撃される可能性があるというふうにご心配してはいるんですが、その辺の危険性の認識を伺います。

○議長（加藤康高君） 建設課長井道さん。

○建設課長（井道則也君） 現地の確認についてなんですけども、先月も和歌山県と現地確認しております。そして、現地を見た感想といいますか、思うことは、おっしゃいますように、河川の護岸は崩壊している箇所がたくさんある。そして、その下流域には民家も県道も町施設もあるということで、もちろん早期に復旧する必要はあるというふうに考えております。

河川の範囲自体は町の範囲になりますので、基本的に町でやる場合、災害復旧を行うと、原形の復旧ということで、護岸を直すような、そういうやり方になりますので、同じようなやり方では繰り返しになってしまうと思いますので、和歌山県のほうに、大きい範囲で砂防事業ということで何とか採択できないかなというふうに、今のところ協議を続けておるところでございます。

以上です。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） 本当は国の直轄事業みたいな形でやっていただけたらいいんですが、県に要望しているということなんですけど、やはり同じように護岸を固めても、また同じ結果になるんで、やはり透過型の堰堤をどんと造るのが一番最良の方法だと思うんですが、ただ、そうすると、県の体力だけでは、できるのかなという、県の財政力でできるのかなと思いますので、県も国の支援を受けないとなかなか、県が単独でそういう大きな透過型の堰堤を造れるとは思いませんので、その辺をどう考えているのかなということで、例えばなんですけど、今の事業の延長、今、那智川の本流の事業をやってますけど、それが済んでからとか、それになったらいつになるか分からないですね。まだ遊砂地の事業でも上流部まだ半分しか終わってないわけですね。だから、後回しにされないように、別に独自の予算を引っ張ってきて、急いでやってもらおうと。

だから、例えばなんですけど、こういう予算についてはちょっと疎いんで、例えば国土強靱化という事業を国が持ってて、それが何百億円から何千億円というボリュームがあって、それをいろんな自治体に取りに行くわけですね。だから、その辺どうアプローチしたらいいかというのは我々の考えるところじゃないんですけど、そういう予算の取り方も含めて、町と県と一体になってちょっと尽力していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤康高君） 建設課長井道さん。

○建設課長（井道則也君） 議員おっしゃいますように、早期の事業メニューとか、本来は町管理の町がやらなければならないところを今お願いしているところなので、どういう事業かというのはちょっと今のところ分からないというのが正直なところなんですけど、国土強靱化事業とか、広くいろいろ該当するようなところも聞いておりますので、なるべく有利な事業といたしますか、そういったものを多分いろいろ県としても考えてはくれていると思うんですけども、うちとしてもなるべく早期に事業採択といいますか、実施できるように、今後も引き続き要望していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） 那智川と那智川主流については、振ヶ瀬川のように事業が非常に遅れてるところもあれば、二ノ瀬橋の改修のように、今後、町が国に要望して行う予定になっているという、そういうふうにも努力している部分もあるので、それについては感謝いたします。引き続きこの振ヶ瀬川について早期に着手していただけるようにお願いします。

そして、以上で通告していた項目ごとの質問は終了したんですが、最後に、町長が今議会の冒頭、3期目に向けての意欲を表明されたということで、一つちょっと総括的な質問ということで、町長に確認をしたいことがあります。

前回の一般質問でも申し上げたんですが、今後、役場の建設等が議論が本格化してくると、それ以外のまちづくり、まちの活性化とか、そういう事業が、そういうことにはならないとは思いますが、非常に後回しにされないか。

以前、病院の建設というのが、新病院の建設のときには、やはり新病院を建設するということで、いろんな事業がしわ寄せを受けて、例えば冷蔵庫なんかは当初の計画よりすごく小さくなったりとかありましたので、だから、役場の建設はもちろん整備は必要なんですが、それと並行して、各地域が抱えている課題、地区によって、私はたまたま駅前の整備と太田・下里地区のことを例に挙げて今回質問しましたが、宇久井地区でしたらまたほかの問題を抱えているでしょうし、ニュータウン地区だったら下水道の問題だったり、地域で抱えてる問題は皆違いますので、そういった課題にもしっかりと向き合っていただけることを要望します。

4年前に町長が町内を回られたときよりも一段と高齢化が進んで、その当時お会いした方で、もう亡くなられている方って大勢いると思うんですね。だから、その辺やっぱり、この間も言いましたが、立派な役場が建ったけど地域は疲弊しているということにならないように、地域の振興についても力を入れていただきたいと思いますが、町長の所感をいただきたいと思っています。

○議長（加藤康高君） 町長堀さん。

○町長（堀 順一郎君） 議員御指摘をいただいた、役場新庁舎するに当たって、ほかの事業とかなおざりにならないようにということで御指摘でございます。おっしゃるとおりでございます。しなくてはならないことたくさんございます。各地域もございませし、各施策、3番議員にも申し上げたんですが、防災・減災対策もそうですが、庁舎によっていろんな事業が遅れるということは、決してそういうことにならないように、十分財政規律を守りながら、今まで消防本部を建てたり、クリーンセンターもやっとできました。そういうものを順序立ててやっていきたいと思っていますので、決して地域の課題をなおざりとか、あるいは施策の後退とか、そんなことがないように、前向きに検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） 以上で私の一般質問を終結します。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員の一般質問を終結します。

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定いたしました。

延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時44分 延会